

青森県の血液事業

令和5年度事業実績

令和6年度事業計画



青森県の献血キャラクター「ブラット君」

青 森 県

はじめに

本県の血液事業については、昭和39年の献血推進に関する閣議決定以来、県民の皆様の尊い善意と関係各位の御協力に支えられ、順調に進展してきました。

しかしながら近年は、医療技術の進歩や少子高齢社会の進展に伴う疾病構造の変化等により、血液製剤に対する需要は年々増加している反面、献血者数は減少傾向にあり、今後さらに減少していくことが懸念されます。特に、若年層の献血離れは深刻な問題となっています。

このような状況の下、令和5年度においては、青森県の推計人口118万人（令和5年10月1日現在）の約3.9%にあたる47,093人、量にして20,591.6Lの献血をいただき、医療機関からの血液需要に corres 応することができました。これもひとえに県民の皆様方の御理解、御協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、平成15年7月、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が施行され、「安全性を考慮した血液製剤の製造、供給又は使用」、「血液製剤の国内自給確保と安定供給」、「血液製剤の適正な使用」等が基本理念として掲げられました。また、国、地方公共団体及び採血事業者等の責務が明文化され、都道府県においては毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（都道府県献血推進計画）を定めることとされました。

本県においても毎年度献血推進計画を定めており、令和6年3月には「令和6年度青森県献血推進計画」を策定し、若年層をはじめとする県民各層への普及啓発、献血組織の育成強化、成分献血並びに400mL献血の推進及び血液製剤の使用適正化の推進等に取り組んでいます。中でも、大学生を中心とする青森県学生献血推進連絡会が主体となって行う学生サマー献血キャンペーン及び学生クリスマス献血キャンペーンの実施、学内外での献血呼びかけ、若年層向け記念品及びパンフレットの作製など、若年層対策に力を入れています。

また、平成18年に設置した青森県合同輸血療法委員会においては、血液製剤の使用適正化の普及啓発活動の一環として、「輸血療法委員会合同会議」及び「輸血療法安全対策に関する講演会」の開催や、医療機関への出張講演会等を実施することにより、安全な血液製剤の安定確保に努めています。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、本県血液事業のさらなる推進に取り組んでいきますので、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

本冊子は、本県の血液事業の現状を取りまとめたものです。参考にいただければ幸いです。

令和6年12月

青森県健康医療福祉部長 守川 義信

目 次

I 血液事業の概要

1 血液事業の沿革	1
2 献血者の受入施設	2
3 主要血液事業概要	3

II 令和5年度主要血液事業実績

1 献血目標及び実績	4
2 献血推進対策	4
3 献血思想の普及啓発活動	4
4 献血推進員の育成	6
5 青森県学生献血推進連絡会の育成	6
6 血液製剤使用適正化普及事業	7
7 青森県赤十字血液センターによるキャンペーン等	7

III 令和5年度献血の現状

1 年度別献血状況	8
2 月別献血状況	9
3 性別・年齢別・職業別献血者の状況	10
4 受入施設別献血者の状況	11
5 献血バス（全血献血）による市町村別献血状況	12
6 献血できなかった人の状況	13

IV 令和5年度血液の供給状況

1 年度別供給状況	14
2 月別供給状況	16
3 Rh（－）血液の献血・供給状況	18
4 地区別供給状況	19

V 令和6年度主要血液事業計画

1 令和6年度青森県献血推進計画	21
2 令和6年度市町村別献血受入計画	27

資 料

1 令和5年度都道府県別献血状況	28
2 献血者の推移	30
3 供給状況の推移	31
4 青森県の血液事業年譜	34
5 青森県献血推進協議会運営要綱等	40
6 市町村における献血推進協議会の設置状況	47
7 国の血液事業の主な経緯	48
8 血液事業の考え方の経緯	49
9 献血基準	54
10 献血後のお知らせ	56
11 県内献血ルームのご案内	58

I 血液事業の概要

1 血液事業の沿革

わが国の血液事業は、昭和26年の「日本ブラッドバンク」及び「横須賀血液銀行」開設により保存血液の製造・供給が開始されたことから始まる。翌27年6月には全国初の公立血液銀行として「北海道血液銀行」が開設された。

本県における血液事業は、昭和29年7月、「青森県衛生研究所」に血液銀行係を新設して業務を開始したのが最初である。その後、製造量の増加に伴い、昭和32年6月に衛生研究所から血液銀行係が分離独立し「青森県血液銀行」として発足、翌33年10月には施設を新築するなど血液事業の円滑な推進が図られたが、売血による保存血液の確保は供血者の固定化を増長し、年々需要が増加する保存血液を賄うには社会的にも医療面からも大きな弊害となったため、これらを排除するため昭和36年から献血・預血制度を推進させることとなった。

昭和39年8月には「献血の推進について」の閣議決定があり、これを受けて同年11月、「青森県献血推進協議会」を設置するとともに、翌年から各市町村にも献血推進協議会が設置された。これによって、本県における血液事業は「売血制度」から「献血制度」へと大きく転換され、関係機関の御協力による献血思想普及運動の推進等により飛躍的に進展した。

昭和41年4月からは「県内の医療機関で必要な血液は、全て県民からの善意の献血によって賄う」ことを基本理念とし、献血による血液供給制度が確立されるに至った。

この間、昭和40年4月には「青森県血液銀行」が「青森県血液センター」へと改称され、更に昭和43年3月には青森県血液センターの施設が青森県保健衛生センター内に移転され事業が推進された。しかし、全国的に見ると血液製剤の製造・供給事業は日本赤十字社が実施していること等に鑑み、血液事業のより一層の推進を図ることを目的として昭和57年4月1日、「青森県血液センター」から「日本赤十字社」へ業務が移管され、「青森県赤十字血液センター」としての業務が開始された。

平成24年4月1日からすべての医療機関に安定的に血液製剤を届けることを目的とし、日本赤十字社により全国を7ブロックに分けた需給管理体制（広域需給管理体制）が構築され、より合理的・効率的な供給が行なわれることとなった。

その後、血液事業は各市町村をはじめ、関係機関の深い御理解と御協力により順調に進展している。

2 献血者の受入施設

青森県における献血の受入施設としては、青森県赤十字血液センター日赤県支部採血出張所（青森献血ルーム）及び青森県赤十字血液センター弘前出張所（弘前献血ルーム「CocoSA」）の2か所がある。

※青森県赤十字血液センター八戸出張所（八戸献血ルーム）は平成28年度末で休止

(1) 固定施設

名 称	所 在 地	電 話
青森県赤十字血液センター日赤県支部採血出張所 (青森献血ルーム)	青森市長島 1-3-1	017-722-7003
	日本赤十字社青森県支部 4F	0120-649-489
青森県赤十字血液センター 弘前出張所 (弘前献血ルーム)	弘前市大字駅前町 8-1	0172-39-7711
	大町タウンビル 2F	0120-768-489

(2) 献血バス

全血献血専用バス（4台 各4ベッド）

各市町村と協議作成した採血日程に従って、常時2～3台の全血献血専用バスが県内を巡回し、献血者を受け入れている。

(3) 献血運搬車

青森センターに6台、八戸出張所に5台、弘前出張所に4台整備されている。

(4) 青森県赤十字血液センター職員状況

令和6年4月1日現在(単位:人)

職 種	施 設	施設				計
		青森センター	日赤県支部 採血出張所	八戸出張所	弘前出張所	
医師	正職員	1				1
	常勤嘱託			1		1
	非常勤嘱託					0
薬剤師	正職員	3		1		4
検査技師	正職員			1	1	2
看護師	正職員	8	8	5	7	28
	常勤嘱託	1				1
	再雇用職員	2				2
	臨時職員					0
准看護師	正職員					0
事務職員	正職員	18	2	4	3	27
	常勤嘱託	5		5	4	14
	再雇用職員	3			1	4
	臨時職員	3		1	1	5
	派遣		1		1	2
計		44	11	18	18	91

3 主要血液事業概要

(1) 献血推進対策

ア 青森県献血推進協議会の開催

昭和39年11月24日設置。

県内各界の代表者により委員が構成され、次年度の献血推進計画等について協議している。

イ 市町村献血推進協議会の開催

昭和40年1月26日、碓ヶ関村及び尾上町が設置、同年2月4日には八戸市が設置。現在は、40市町村中12市町村が設置している（令和6年4月1日現在）。

地域住民への献血思想の普及啓発、職場の献血協力の組織化、献血者確保及び献血バス運行の手配等、幅広く献血推進対策を実施している。

また、献血推進協議会未設置市町村においては、保健協力委員会等との連携のもと、献血推進対策を実施している。

ウ 市町村献血推進事業担当課長会議等の開催

(2) 献血思想の普及啓発

ア 普及啓発活動の推進

- ① 県民向け普及啓発
- ② 若年層への普及啓発

イ 愛の血液助け合い運動

- ① 広報活動
- ② 献血運動推進協力団体等に対する厚生労働大臣表彰状及び感謝状伝達
- ③ 献血運動推進協力団体等に対する知事感謝状の贈呈
- ④ 献血感謝の集いの開催
- ⑤ 街頭献血の実施

ウ 「はたちの献血」キャンペーン

エ 400mL 献血、成分献血の推進

(3) 献血推進員の育成

(4) 青森県学生献血推進連絡会設置及び会議の開催

(5) 血液製剤使用適正化の普及

ア 輸血療法委員会合同会議の開催

イ 輸血療法安全対策に関する講演会の開催

Ⅱ 令和5年度主要血液事業実績

1 献血目標及び実績

令和5年度において、県内の医療機関が使用する全血・成分製剤を 192,020 単位（200mL 換算本数）、原料血漿確保必要量を 13,354.5L と見込み、これを確保するために設定した献血者数及び献血量の目標とその実績は次のとおりである。

区分	献血者数			献血量		
	目標(人)	実績(人)	達成率(%)	目標(L)	実績(L)	達成率(%)
200mL	936	1,248	133.3%	187.2	249.6	133.3%
400mL	31,776	32,787	103.2%	12,710.4	13,114.8	103.2%
血漿	9,484	9,378	98.9%	5,253.2	5,194.5	98.9%
血小板	2,642	3,680	139.3%	1,460.9	2,032.8	139.1%
計	44,838	47,093	105.0%	19,611.7	20,591.6	105.0%

2 献血推進対策

- (1) 青森県献血推進協議会（令和6年2月16日開催）
次年度の献血目標の設定及び献血事業について協議。
- (2) 市町村献血推進事業担当課長会議（令和6年1月26日オンライン開催）
次年度の献血目標の設定及び献血事業について意見交換。
- (3) 市町村献血担当者会議（令和5年5月31日開催）
令和5年度市町村別献血計画、献血バス運行計画等について連絡・協議。

3 献血思想の普及啓発活動

(1) 普及啓発活動の推進

ア 県民向け普及啓発

① フリーペーパーにおける広報

青森地区「Come」

弘前地区「Come」

八戸地区「Come」

② 県の広報番組による広報

RABラジオ「県広報タイム」、エフエム青森「あおもり・ふあん」、

ATV「みんなの県庁!」、RAB「LINK/青森県」

イ 若年層への普及啓発

① 若年層向けパンフレット

「People with heart 勇気の魔法 献血って僕らを頼りにしているんだ!!」配布

② 普及啓発用グッズ作製

(2) 愛の血液助け合い運動

ア 広報活動

「愛の血液助け合い運動」普及啓発のためのポスターの配布

イ 献血運動推進協力団体等に対する厚生労働大臣表彰状等の伝達

- ① 厚生労働大臣表彰状・・・2団体
 - ② 厚生労働大臣感謝状・・・8団体
- 計 10団体

ウ 青森県献血運動推進協力団体等に対する知事感謝状の贈呈

- ① 組織的に協力し、その実績等が特に優秀と認められる団体・・・・・・・・・・37団体
 - ② 市町村の献血目標を達成する等の実績をあげ、特に献血運動の推進に寄与した献血推進協議会及び市町村・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4団体
 - ③ 献血思想の普及のため広報活動等を積極的に行い、献血運動の推進に寄与した団体及び個人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71団体
 - ④ これまでの献血が多数であり、特に顕著な功績があったと認められる個人・5名
- 計 112団体・5個人

エ 「献血感謝の集い」の開催

期 日 令和5年7月31日

場 所 青森市男女共同参画プラザ AV多機能ホール

参加者 厚生労働大臣表彰状及び感謝状受賞団体、知事感謝状受賞団体、県内各市町村献血事業担当者、市町村献血推進協議会関係者等

- 概 要
- ・ 厚生労働大臣表彰状及び感謝状伝達
 - ・ 知事感謝状贈呈
 - ・ 日本赤十字社有功章伝達
 - ・ DVD「生きたかった、だから闘った」上映
 - ・ 講演 「献血者の安全と健康を考える」
講演者：青森県赤十字血液センター所長 葛西 幹雄
 - ・ 総合司会 佐藤 香 氏（株青森テレビ）



令和5年7月31日 「献血感謝の集い」

(3) 「はたちの献血キャンペーン」
キャンペーンポスターの配布、掲示

(4) 400mL 献血、成分献血の推進
400mL 献血及び成分献血については、各種広報媒体を積極的に活用し、広報に努めている。

4 献血推進員の育成

献血への理解を深めてもらうため、県内6地区にて研修会を開催した。

青森地区：令和6年1月16日

弘前地区：令和6年1月16日

八戸地区：令和6年1月12日

上十三地区：令和6年1月12日

五所川原区：令和5年12月26日

むつ地区：令和5年12月27日

5 青森県学生献血推進連絡会の育成

(1) 参加大学：弘前大学、青森県立保健大学、青森公立大学、青森中央学院大学、青森中央短期大学、北里大学、青森県ビューティー&メディカル専門学校（計7校）

(2) 活動内容

ア キャンペーン内容の企画立案等のための会議（年3回※例年5回程度）

イ 学生サマー献血キャンペーンの実施

令和5年8月6日 イトーヨーカドー青森店

ウ 学生クリスマス献血キャンペーンの実施

令和5年12月3日 イトーヨーカドー青森店

令和5年12月10日 イオンモール下田

令和5年12月17日 イオンモールつがる柏

エ 学内献血での呼びかけ及び活動報告

オ 「献血感謝の集い」における記念品の作成協力



令和5年12月 学生クリスマス献血キャンペーンの様子

6 血液製剤使用適正化普及事業

(1)「輸血療法委員会合同会議」の開催 ※ハイブリット開催

期 日 令和5年12月16日(土)

概 要 ・アンケート調査結果の発表
・情報提供及びディスカッション
・青森県赤十字血液センターから

(2)「安全な輸血医療を行うための研修会」の開催※ハイブリット開催

期 日 令和5年12月16日(土)

概 要

≪第一部≫【ワークショップ：輸血のインシデントを考察する】

演者 青森県立中央病院 医療安全管理室 主任看護師 三浦 聡子 先生
青森県赤十字血液センター 弘前出張所 看護師 小松 久美子 先生
弘前大学医学部附属病院 輸血部 主任検査技師 金子 なつき 先生

≪第二部≫【特別講演】

演題 「大量出血症例に対して迅速に投与可能な新規血液製剤
(乾燥血漿、冷蔵保存血小板等)にかかるとの情報提供について」

演者 日本赤十字社 中央血液研究所 研究開発部参事 平 力造 先生

7 青森県赤十字血液センターによるキャンペーン等

- | | | |
|------|----------------------------------|---------------------|
| (1) | 新生活応援献血キャンペーン | 4月1日から4月30日 |
| (2) | おうちでビストロ献血キャンペーン | 5月1日から5月31日 |
| (3) | 雨の日も！献血キャンペーン | 6月1日から6月30日 |
| (4) | みんなでたすけ愛献血キャンペーン | 7月1日から7月31日 |
| (5) | じゃわめぐ献血キャンペーン | 8月1日から8月31日 |
| (6) | 月より団子献血キャンペーン | 9月1日から9月30日 |
| (7) | Halloween 献血キャンペーン | 10月1日から10月31日 |
| (8) | Autumn 献血キャンペーン | 11月1日から11月30日 |
| (9) | Christmas 献血キャンペーン | 12月1日から12月25日 |
| (10) | 年末年始献血キャンペーン | 12月26日から1月3日 |
| (11) | 新春献血キャンペーン | 1月4日から1月31日 |
| (12) | Valentine 献血キャンペーン | 2月1日から2月29日 |
| (13) | WhiteDay 献血キャンペーン | 3月1日から3月31日 |
| (14) | 献血バス事前予約キャンペーン | 4月1日から3月31日 |
| (15) | 弘前献血ルームCoCoSA リニューアル10周年記念キャンペーン | 6月16日から6月25日 |
| (16) | 愛の血液助け合い運動 | 7月1日から7月31日 |
| (17) | 50歳～69歳の方への献血依頼 | 11月15日から12月25日 |
| (18) | はたちの献血キャンペーン | 1月1日から2月29日 |
| (19) | 青森県献血推進月間 | 3月1日から3月31日 |
| (20) | 東北6県合同企画 米(マイ)献血予約キャンペーン | 3月1日から3月31日 |
| (21) | 東北統一サマー献血キャンペーン | 8月6日 |
| (22) | 全国学生クリスマス献血キャンペーン | 12月3日・12月10日・12月17日 |

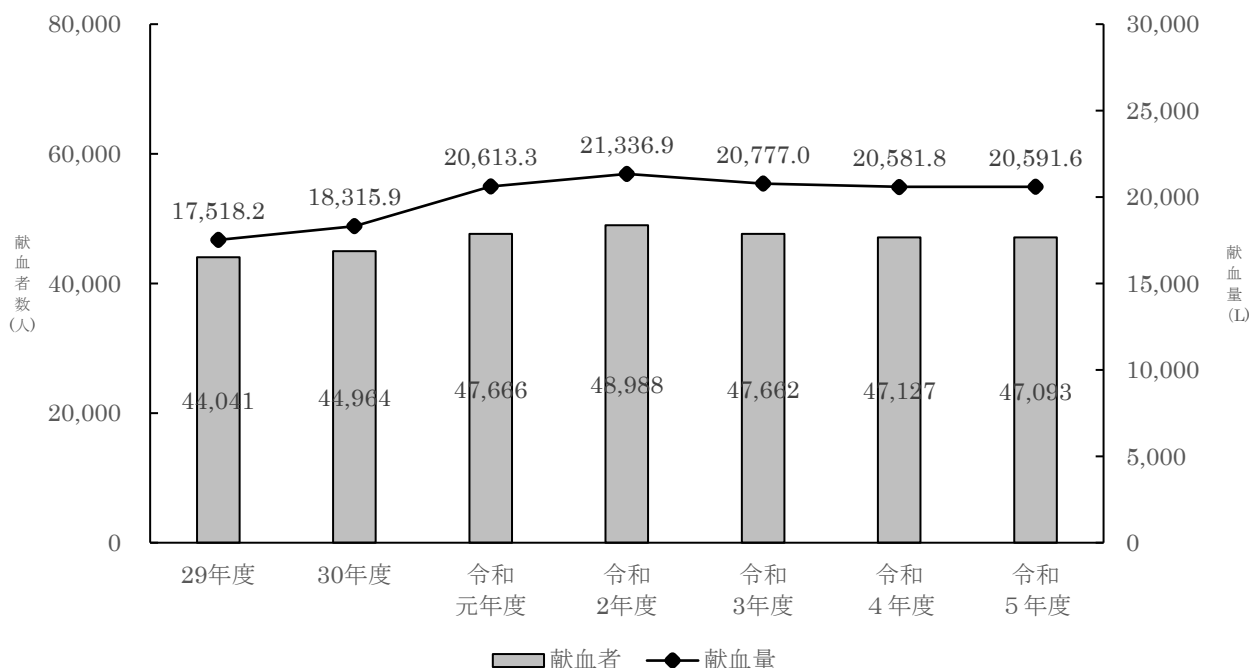
Ⅲ 令和5年度献血の現状

1 年度別献血状況

令和5年度の献血者数は、47,093人で、令和4年度と比較すると献血者数は34人減少し、献血量は約9.8L増加した。

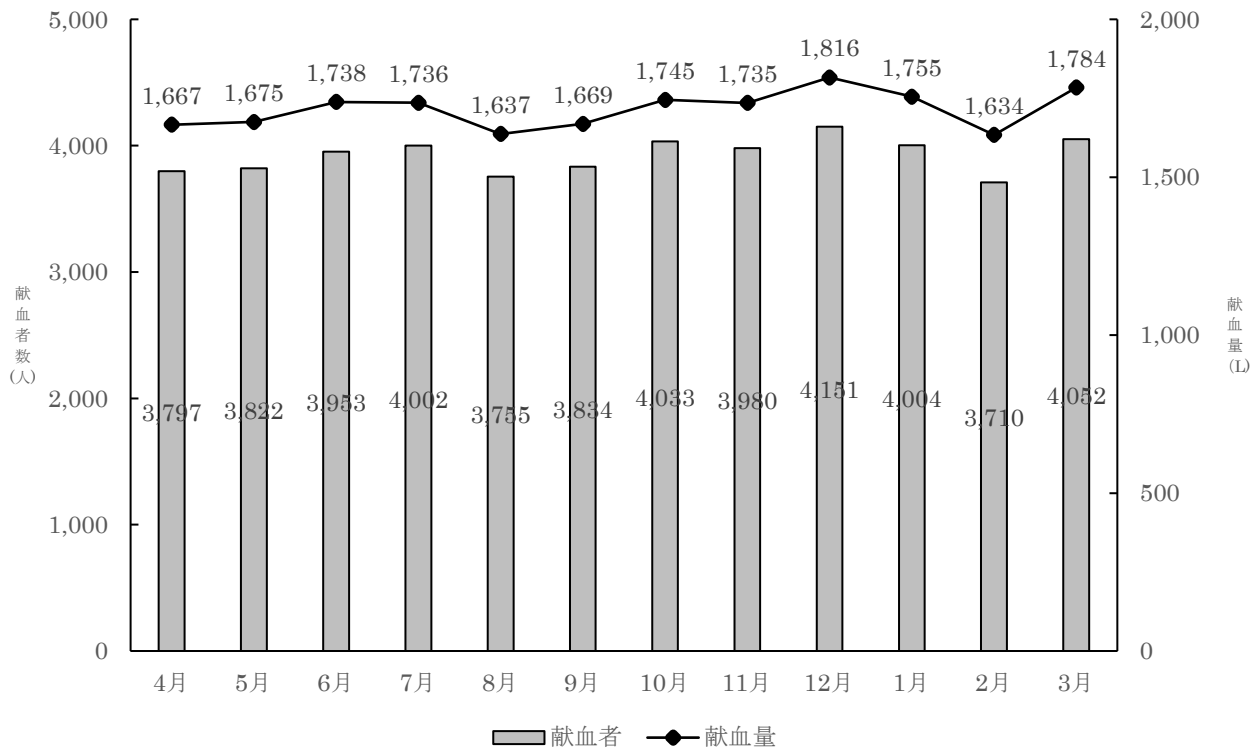
令和5年度の献血量における400mL全血献血の割合は、令和4年度から1.3%増加した63.7%であり、全国平均推計値（59.4%）より高い結果であった。

種別		年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
献血者数 (人)	200mL 献血		1,732	1,937	2,003	1,545	1,382	1,312	1,248
	(構成比率%)		3.5%	4.3%	4.2%	3.2%	2.9%	2.8%	2.7%
	400mL 献血		31,806	31,936	32,692	32,795	31,853	32,101	32,787
	(構成比率%)		64.8%	71.0%	68.6%	66.9%	66.8%	68.1%	69.6%
	成分献血		10,503	11,091	12,971	14,648	14,427	13,714	13,058
	(構成比率%)		21.4%	24.7%	27.2%	29.9%	30.3%	29.1%	27.7%
	計		44,041	44,964	47,666	48,988	47,662	47,127	47,093
献血量 (L)	200mL 献血		346.4	387.4	400.6	309.0	276.4	262.14	249.6
	(構成比率%)		1.8%	2.1%	1.9%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%
	400mL 献血		12,722.4	12,774.4	13,076.8	13,118.0	12,741.2	12,840.4	13,114.8
	(構成比率%)		65.4%	69.7%	63.4%	61.5%	61.3%	62.4%	63.7%
	成分献血		4,449.4	5,154.1	7,135.9	7,909.9	7,759.4	7,479.0	7,227.2
	(構成比率%)		22.9%	28.1%	34.6%	37.1%	37.3%	36.3%	35.1%
	計		17,518.2	18,315.9	20,613.3	21,336.9	20,777.0	20,581.8	20,591.6



2 月別献血状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
200mL 献血(人)	74	78	56	169	88	130	191	147	82	94	67	72	1,248
400mL 献血(人)	2,663	2,678	2,803	2,735	2,671	2,656	2,739	2,712	2,950	2,789	2,576	2,815	32,787
血漿(人)	779	792	838	834	744	746	784	801	825	820	683	732	9,378
血小板(人)	281	274	256	264	252	302	319	320	294	301	384	433	3,680
合計(人)	3,797	3,822	3,953	4,002	3,755	3,834	4,033	3,980	4,151	4,004	3,710	4,052	47,093
献血量(L)	1,666.7	1,675.0	1,738.4	1,736.1	1,637.0	1,669.0	1,744.9	1,735.2	1,816.0	1,755.3	1,634.1	1,784.0	20,591.6



3 性別・年齢別・職業別献血者の状況

献血者の性別構成では、男性が32,318人(68.6%)、女性が14,775人(31.4%)であった。

年齢別では、50歳代が最も多く、次いで40歳代、30歳代、20歳代、60歳代、10歳代の順になっている。令和4年度と比較すると、50歳代、60歳代で献血者が増加しており、その他の世代で献血者数が減少している。

職業別では、会社員が最も多く、公務員、その他、その他学生、高校生の順になっている。令和4年度と比較すると、若年層を中心に献血者が減少している。

令和5年度年齢別献血状況

(単位：人)

区分	男	女	計	構成比(%)	前年比(%)	前年増減
16～19歳	1,391	1,387	2,778	5.9%	97.7%	-64
20～29歳	3,753	2,469	6,222	13.2%	97.2%	-179
30～39歳	4,948	2,291	7,239	15.4%	98.0%	-146
40～49歳	8,066	3,370	11,436	24.3%	98.7%	-153
50～59歳	9,439	3,827	13,266	28.2%	101.9%	242
60～69歳	4,721	1,431	6,152	13.1%	104.5%	266
計	32,318	14,775	47,093	100.0%	99.9%	-34

区分	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
16～19歳	3,996	3,831	3,022	2,786	2,842	2,778
20～29歳	6,434	6,591	6,869	6,593	6,401	6,222
30～39歳	7,828	8,030	8,004	7,466	7,385	7,239
40～49歳	11,672	12,512	13,019	12,361	11,589	11,436
50～59歳	10,782	11,952	12,866	12,872	13,024	13,266
60～69歳	4,252	4,750	5,208	5,584	5,886	6,152
計	44,964	47,666	48,988	47,662	47,127	47,093

令和5年度職業別献血状況

(単位：人)

区分	男	女	計	構成比(%)	前年比(%)	前年増減
公務員	8,906	1,780	10,686	22.7%	101.0%	103
会社員	16,754	6,133	22,887	48.6%	101.5%	343
高校生	735	841	1,576	3.3%	93.7%	-106
その他学生	1,282	1,355	2,637	5.6%	99.1%	-24
その他	4,641	4,666	9,307	19.8%	96.4%	-350
計	32,318	14,775	47,093	100.0%	99.9%	-34

4 受入施設別献血者の状況

全血献血専用バスでの献血者が、25,374人（53.9%）、献血ルームでの献血者が21,719人（46.1%）であった。

なお、献血ルームにおける成分献血者の受入体制の充実・強化に伴い、成分献血については、平成21年度から献血ルームにおいてのみ実施している。

※青森県赤十字血液センター八戸出張所（八戸献血ルーム）は平成28年度末で休止

単位：人

区分	施設	採血種類	令和4年度	令和5年度	増減	前年比
献血バス	全血バス	200mL	833	837	4	100.5%
		400mL	24,238	24,537	299	101.2%
		小計	25,071	25,374	303	101.2%
固定施設	青森ルーム	200mL	218	148	-70	67.9%
		400mL	3,725	3,767	42	101.1%
		血漿(PPP)	5,628	4,827	-801	85.8%
		血小板(PC)	1,599	1,549	-50	96.9%
		小計	11,170	10,291	-879	92.1%
	弘前ルーム	200mL	261	263	2	100.8%
		400mL	4,138	4,483	345	108.3%
		血漿(PPP)	4,888	4,551	-337	93.1%
		血小板(PC)	1,599	2,131	532	133.3%
		小計	10,886	11,428	542	105.0%
合計	200mL	1,312	1,248	-64	95.1%	
	400mL	32,101	32,787	686	102.1%	
	血漿(PPP)	10,516	9,378	-1,138	89.2%	
	血小板(PC)	3,198	3,680	482	115.1%	
	計	47,127	47,093	-34	99.9%	

5 献血バス（全血献血）による市町村別献血状況

令和5年度市町村累計

市町村	目標量(L)	確保量(L)	達成率(%)	稼働数(台)	200mL(人)	400mL(人)	計(人)	1台平均(人)	400mL献血率
青森市	2,001.0	1,712.0	85.6%	117.0	224	4,168	4,392	37.5	94.9%
平内町	52.2	43.8	83.9%	4	1	109	110	27.5	99.1%
外ヶ浜町	17.4	15.6	89.7%	1.0	0	39	39	39.0	100.0%
今別町	17.4	10.0	57.5%	1	0	25	25	25.0	100.0%
蓬田村	17.4	10.8	62.1%	1	0	27	27	27.0	100.0%
弘前市	1,044.0	766.2	73.4%	61	73	1,879	1,952	32.0	96.3%
西目屋村	17.4	13.2	75.9%	1	0	33	33	33.0	100.0%
板柳町	69.6	56.0	80.5%	4	0	140	140	35.0	100.0%
黒石市	156.6	176.4	112.6%	12	14	434	448	37.3	96.9%
藤崎町	69.6	60.8	87.4%	4	0	152	152	38.0	100.0%
大鱒町	52.2	38.0	72.8%	3	0	95	95	31.7	100.0%
平川市	121.8	102.2	83.9%	7	5	253	258	36.9	98.1%
田舎館村	52.2	40.8	78.2%	3	0	102	102	34.0	100.0%
八戸市	1,757.4	2,135.2	121.5%	128	298	5,189	5,487	42.9	94.6%
おいらせ町	348.0	897.4	257.9%	54	35	2,226	2,261	41.9	98.5%
三戸町	52.2	60.0	114.9%	4	4	148	152	38.0	97.4%
五戸町	104.4	96.2	92.1%	6	1	240	241	40.2	99.6%
田子町	52.2	59.6	114.2%	3	0	149	149	49.7	100.0%
南部町	69.6	77.4	111.2%	4	15	186	201	50.3	92.5%
階上町	34.8	27.6	79.3%	2	0	69	69	34.5	100.0%
新郷村	17.4	9.6	55.2%	1	0	24	24	24.0	100.0%
五所川原市	365.4	288.2	78.9%	21	27	707	734	35.0	96.3%
つがる市	348.0	338.2	97.2%	20	17	837	854	42.7	98.0%
鱒ヶ沢町	52.2	38.0	72.8%	3	0	95	95	31.7	100.0%
深浦町	34.8	25.6	73.6%	2	0	64	64	32.0	100.0%
中泊町	52.2	40.4	77.4%	3	0	101	101	33.7	100.0%
鶴田町	87.0	78.8	90.6%	5	0	197	197	39.4	100.0%
十和田市	556.8	731.8	131.4%	45	53	1,803	1,856	41.2	97.1%
七戸町	139.2	130.4	93.7%	8	2	325	327	40.9	99.4%
六戸町	52.2	52.4	100.4%	3	0	131	131	43.7	100.0%
東北町	156.6	151.0	96.4%	9	3	376	379	42.1	99.2%
三沢市	435.0	499.4	114.8%	26	1	1,248	1,249	48.0	99.9%
野辺地町	87.0	91.0	104.6%	6	11	222	233	38.8	95.3%
横浜町	34.8	34.8	100.0%	2	0	87	87	43.5	100.0%
六ヶ所村	313.2	287.0	91.6%	17	1	717	718	42.2	99.9%
むつ市	574.2	635.6	110.7%	40	52	1,563	1,615	40.4	96.8%
大間町	52.2	57.6	110.3%	3	0	144	144	48.0	100.0%
東通村	69.6	64.4	92.5%	4	0	161	161	40.3	100.0%
風間浦村	17.4	10.4	59.8%	1	0	26	26	26.0	100.0%
佐井村	17.4	18.4	105.7%	1	0	46	46	46.0	100.0%
計	9,570.0	9,982.2	104.3%	640	837	24,537	25,374	39.6	96.7%

6 献血できなかった人の状況

献血を申込んだものの、何らかの理由により献血することができなかった人は4,402人に上った。

理由としては、血色素量不足が1,966人、その他の理由（血圧、服薬、既往歴等）が2,436人であった。

特に、女性の血色素量不足は1,581人で、全体の約80.4%を占めた。

(単位：人)

性別	区分 種別	受付数	不適格者		献血者数	受付に対する 献血率 (%)
			血色素量不足	その他		
男	200mL献血	280	1	21	258	92.1%
	400mL献血	24,275	302	1,109	22,864	94.2%
	成分献血	9,521	82	243	9,196	96.6%
	計	34,076	385	1,373	32,318	94.8%
女	200mL献血	1,272	85	197	990	77.8%
	400mL献血	11,890	1,238	729	9,923	83.5%
	成分献血	4,257	258	137	3,862	90.7%
	計	17,419	1,581	1,063	14,775	84.8%
計	200mL献血	1,552	86	218	1,248	80.4%
	400mL献血	36,165	1,540	1,838	32,787	90.7%
	成分献血	13,778	340	380	13,058	94.8%
	計	51,495	1,966	2,436	47,093	91.5%

IV 令和5年度血液の供給状況

1 年度別供給状況（青森県内）

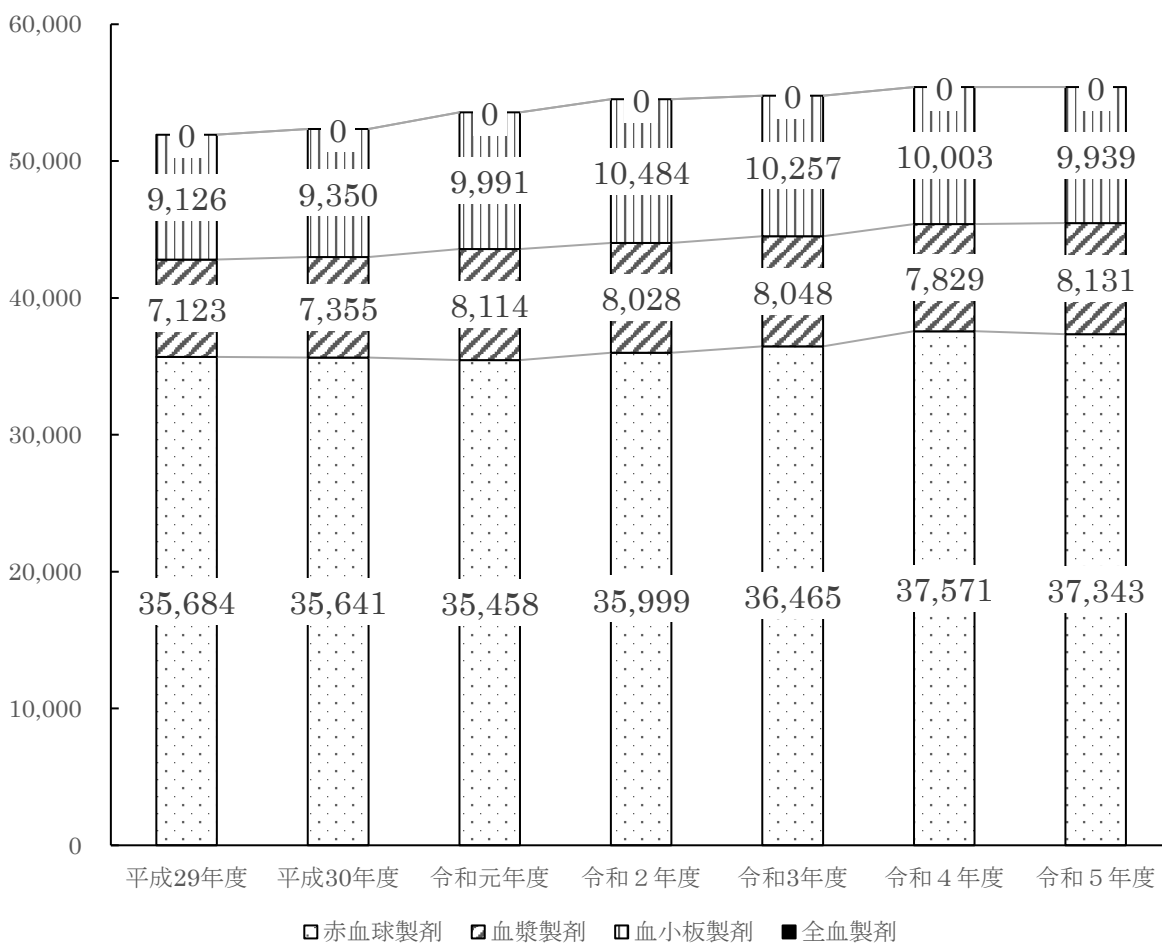
令和5年度は実本数で成分製剤 55,413 本を供給した。令和4年度と比較すると10本の増加となった。

また、200mL換算では、成分製剤 193,551.0 単位を供給した。令和4年度と比較すると、636単位の増加となった。

(1) 実本数

(単位：本)

種別		年度						
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全血製剤		0	0	0	0	0	0	0
成分製剤	赤血球製剤	35,684	35,641	35,458	35,999	36,465	37,571	37,343
	血漿製剤	7,123	7,355	8,114	8,028	8,048	7,829	8,131
	血小板製剤	9,126	9,350	9,991	10,484	10,257	10,003	9,939
	小計	51,933	52,346	53,563	54,511	54,770	55,403	55,413
合計		51,933	52,346	53,563	54,511	54,770	55,403	55,413

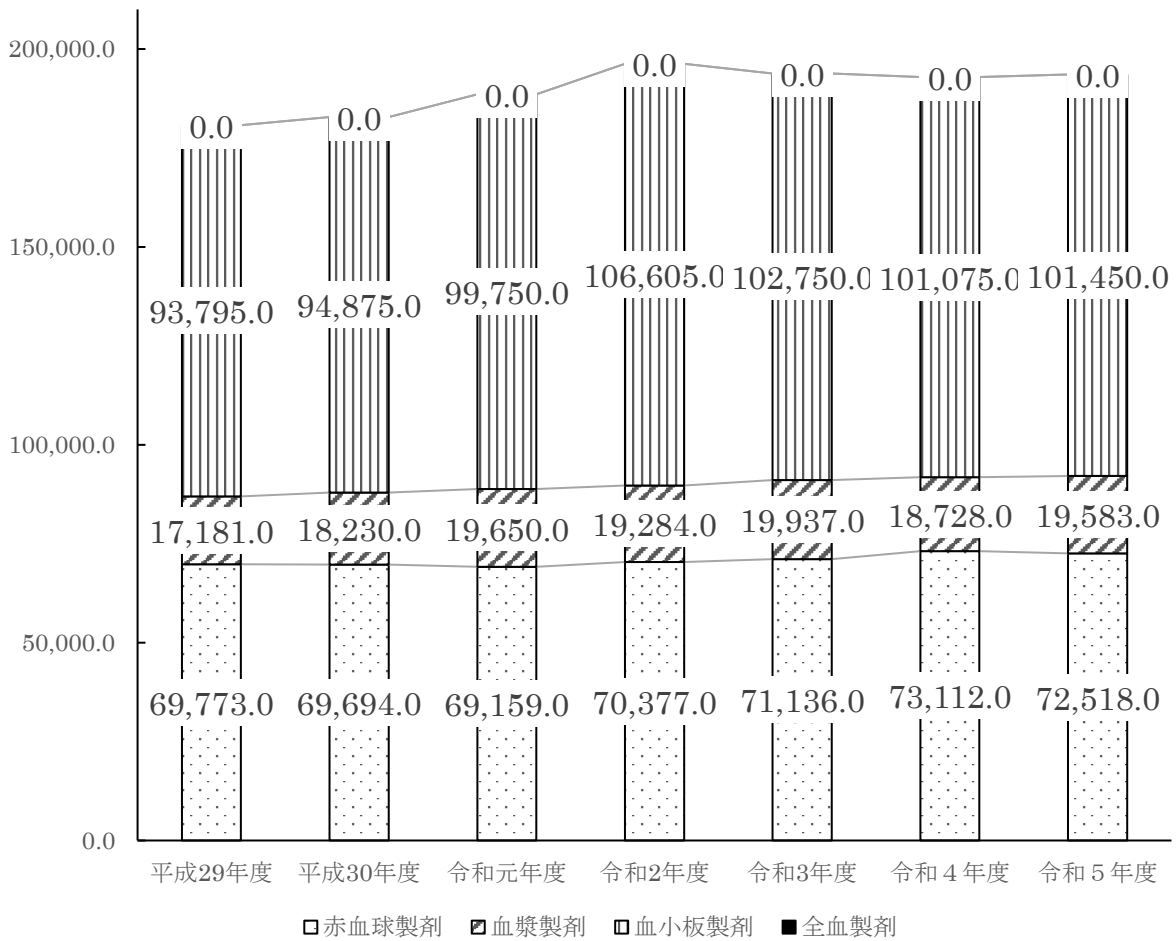


(2) 200mL 換算

(単位：本)

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
種別	全血製剤	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
成分製剤	赤血球製剤	69,773.0	69,694.0	69,159.0	70,377.0	71,136.0	73,112.0	72,518.0
	血漿製剤	17,181.0	18,230.0	19,650.0	19,284.0	19,937.0	18,728.0	19,583.0
	血小板製剤	93,795.0	94,875.0	99,750.0	106,605.0	102,750.0	101,075.0	101,450.0
	小計	180,749.0	182,799.0	188,559.0	196,266.0	193,823.0	192,915.0	193,551.0
合計		180,749.0	182,799.0	188,559.0	196,266.0	193,823.0	192,915.0	193,551.0

※平成 28 年度より血漿製剤の単位換算数が変更

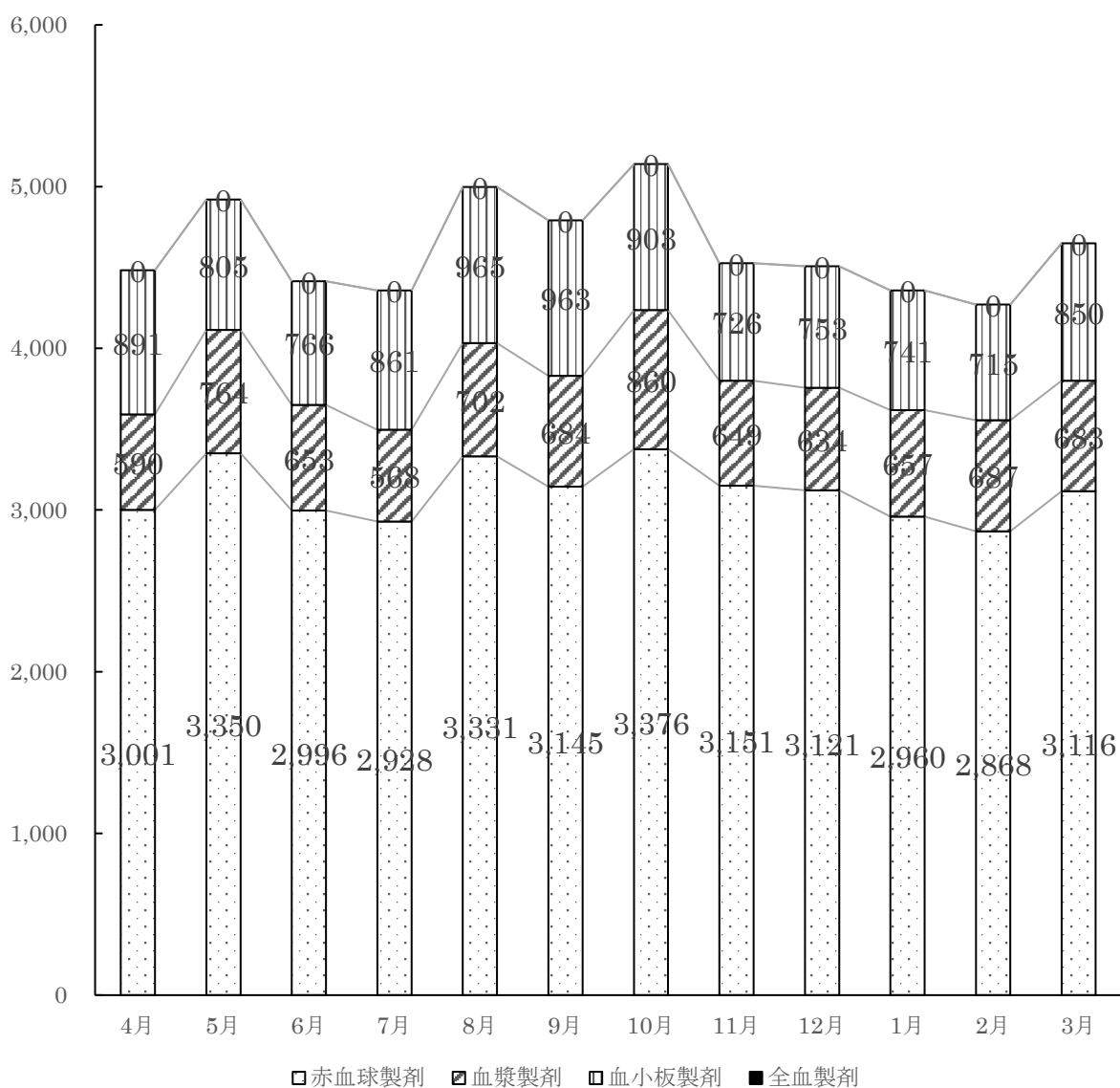


2 月別供給状況（青森県内）

（1）実本数

（単位：本）

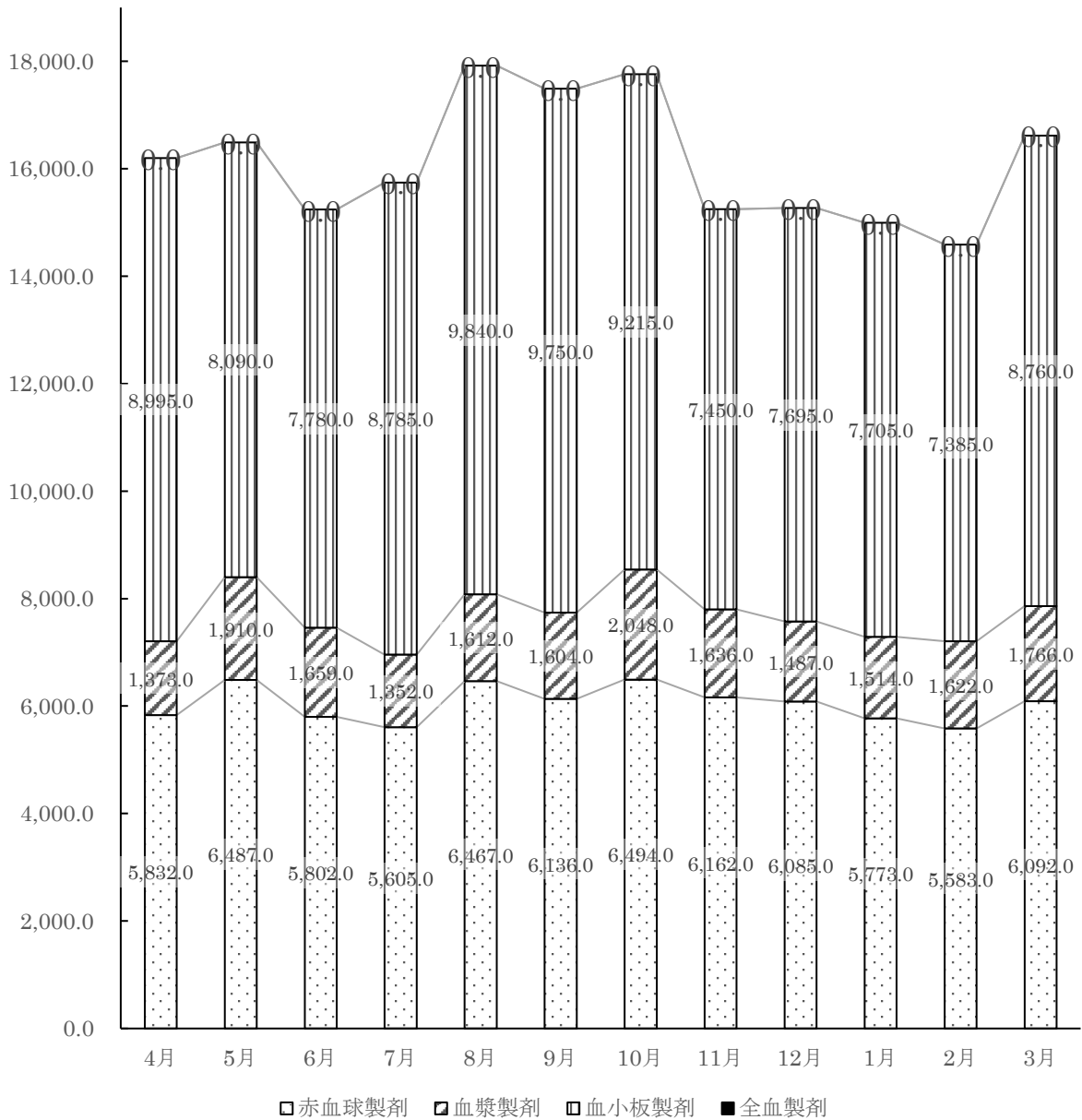
種別	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全血製剤		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成分製剤														
赤血球製剤		3,001	3,350	2,996	2,928	3,331	3,145	3,376	3,151	3,121	2,960	2,868	3,116	37,343
血漿製剤		590	764	653	568	702	684	860	649	634	657	687	683	8,131
血小板製剤		891	805	766	861	965	963	903	726	753	741	715	850	9,939
小計		4,482	4,919	4,415	4,357	4,998	4,792	5,139	4,526	4,508	4,358	4,270	4,649	55,413
合計		4,482	4,919	4,415	4,357	4,998	4,792	5,139	4,526	4,508	4,358	4,270	4,649	55,413



(2) 200mL 換算

(単位：単位)

種別	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
全血製剤		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
成分製剤	赤血球製剤	5,832.0	6,487.0	5,802.0	5,605.0	6,467.0	6,136.0	6,494.0	6,162.0	6,085.0	5,773.0	5,583.0	6,092.0	72,518.0
	血漿製剤	1,373.0	1,910.0	1,659.0	1,352.0	1,612.0	1,604.0	2,048.0	1,636.0	1,487.0	1,514.0	1,622.0	1,766.0	19,583.0
	血小板製剤	8,995.0	8,090.0	7,780.0	8,785.0	9,840.0	9,750.0	9,215.0	7,450.0	7,695.0	7,705.0	7,385.0	8,760.0	101,450.0
小計		16,200.0	16,487.0	15,241.0	15,742.0	17,919.0	17,490.0	17,757.0	15,248.0	15,267.0	14,992.0	14,590.0	16,618.0	193,551.0
合計		16,200.0	16,487.0	15,241.0	15,742.0	17,919.0	17,490.0	17,757.0	15,248.0	15,267.0	14,992.0	14,590.0	16,618.0	193,551.0



3 Rh（-）血液の献血・供給状況

A 型	献血者数	125 人
	供給本数	286 単位
O 型	献血者数	164 人
	供給本数	556 単位
B 型	献血者数	116 人
	供給本数	299 単位
AB 型	献血者数	53 人
	供給本数	244 単位
計	献血者数	458 人
	供給本数	1,385 単位

4 地区別供給状況

(実本数)

保健所	全血製剤	成分製剤				合計	成分製剤の 占める割合
		赤血球	血漿	血小板	小計		
東地方	本	本	本	本	本	本	%
	0	11,388	2,849	3,712	17,949	17,949	100
弘前	0	11,017	2,260	4,069	17,346	17,346	100
三戸	0	9,585	2,820	1,536	13,941	13,941	100
五所川原	0	2,075	109	355	2,539	2,539	100
上十三	0	2,353	63	161	2,577	2,577	100
むつ	0	925	30	106	1,061	1,061	100
管外	0	3,577	227	518	4,322	4,322	100
計	0	40,920	8,358	10,457	59,735	59,735	100

(200mL換算)

保健所	全血製剤	成分製剤				合計	成分製剤の 占める割合
		赤血球	血漿	血小板	小計		
東地方	本	本	本	本	本	本	%
	0	21,413	5,947.0	36,920	64,280.0	64,280.0	100
弘前	0	21,603	7,375.0	40,950	69,928.0	69,928.0	100
三戸	0	19,046	5,849.0	17,330	42,225.0	42,225.0	100
五所川原	0	4,034	218.0	3,550	7,802.0	7,802.0	100
上十三	0	4,576	134.0	1,635	6,345.0	6,345.0	100
むつ	0	1,846	60.0	1,065	2,971.0	2,971.0	100
管外	0	7135	508	5395	13,038.0	13,038.0	100
計	0	79,653.0	20,091.0	106,845.0	206,589.0	206,589.0	100

V 令和6年度主要血液事業計画

1 令和6年度青森県献血推進計画

はじめに

人口減少や少子高齢化などにより、若年層の献血率は依然低下傾向が続いていることから、将来の安定供給が危ぶまれる状況にある。

こうした状況を踏まえ、国においては、将来にわたり血液の安定供給を行うことができる体制を確保するため、以下の項目について、令和3年度から令和7年度までの達成目標「献血推進2025」を設定し、献血の推進を一層強力に実施することとしている。

(献血推進2025の主要達成目標)

- ① 若年層の献血者数の増加
(10代、20代、30代の献血率の増加)
- ② 安定的な集団献血の確保
- ③ 複数回献血の増加
- ④ 献血の周知度の上昇

本県における献血者数は年々減少し、過去最高の平成3年度の101,526人(若年層70,936人)と比較して、令和4年度は47,127人(若年層16,628人)まで低下している。なお、令和4年度の若年層の献血率は10代6.9%、20代6.7%、30代6.5%であった。

そこで、「東北管内及び県内の医療機関で必要な血液はすべて善意の献血で確保する」基本理念のもと、国が実施する「献血推進2025」を軸に、本県のこれまでの献血実施状況を踏まえ、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第4項の規定による、令和6年度の本県における献血の推進に関する計画を定め、献血を推進するものである。

第1 献血目標

令和6年度の献血目標を次のとおり定める。

献血量 19,514.7 L
(内、血漿分画製剤用原料血漿確保割当量 12,693 L)
献血者数 44,499人

献血目標を定めるに当たり、考慮した事項の概要は次のとおりである。

1 輸血用血液製剤の供給計画

過去3年間の実績及び令和5年度の供給見込みを加えた4年間の平均値に、直近の動向を考慮し、令和6年度に県内から供給される血液製剤の供給計画数は表のとおりである。

供給見込(200mL換算)

区分	供給計画本数(構成比)
赤血球製剤・全血製剤	71,980 (37.5%)
血漿製剤	19,360 (10.1%)
血小板製剤	100,550 (52.4%)
合計	191,890 (100.0%)

※構成比(%)は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にならない。

2 原料血漿確保目標量

令和6年度の国から割り当てられた血漿分画製剤用の原料血漿確保目標量は、12,693Lである。

3 献血者数及び献血量

上記1及び2を踏まえ、令和6年度は表のとおり献血者数及び献血量を確保するものとする。

献血目標

区分	献血者数(人)(構成比)	献血量(L)(構成比)
200mL全血献血	770(1.7%)	154.0(0.8%)
400mL全血献血	32,037(72.0%)	12,814.8(65.7%)
血漿成分献血	6,943(15.6%)	3,900.6(20.0%)
血小板成分献血	4,749(10.7%)	2,645.3(13.6%)
合計	44,499(100.0%)	19,514.7(100.1%)

※全血献血(200mL+400mL)における400mL全血献血の献血者数の割合は97.7%

※構成比(%)は端数処理をしているため、合計が必ずしも100%にならない。

なお、献血者数合計の年代別内訳は以下のとおり

年代	献血者数(人)(構成比)
10代(16~19歳)	2,281(5.1%)
20代(20~29歳)	7,499(16.9%)
30代(30~39歳)	8,587(19.3%)
40代以上(40~69歳)	26,132(58.7%)
合計	44,499(100.0%)

第2 献血推進のための対策

1 献血の実施体制と役割

- 県、市町村、日本赤十字社青森県支部(以下「日赤県支部」という。)、青森県赤十字血液センター(以下「血液センター」という。)等の関係者は、広く県民に対し、治療に必要な輸血用血液製剤及び血漿分画製剤(以下「血液製剤」という。)の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていること等を含め、献血や血液製剤について県民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、普及啓発を行う。
- 県及び市町村は、血液センター等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、県民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。
- 県は、血液センター、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等で構成する献血推進協議会を開催する(2月)。
市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。
- 県は、市町村、血液センター及び日赤県支部の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進する上での課題等について協議を行うため、次の会議を開催する。
 - 市町村献血推進事業担当者会議(5月)
 - 市町村献血推進事業担当課長会議(2月)

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

① 県民全般を対象とした普及啓発

ア 献血推進キャンペーン等の実施

- 県、日赤県支部及び血液センターは、市町村とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。
血液センターは、血液製剤の供給状況に応じて各種キャンペーンを実施する。市町村においては、地域における催物の機会等を活用する等、積極的に取り組むことが望ましい。
- 県及び日赤県支部は、日頃の県民の献血への協力に感謝の意を表すとともに、広く県民に献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を求めるため、7月の「愛の血液助け合い運動」の一環として、7月に献血感謝の集いを開催するとともに、その広報に努める。献血感謝の集いにおいて、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し、県は厚生労働大臣表彰状等の伝達及び知事感謝状の贈呈、日赤県支部は日本赤十字社有功賞の伝達を行う。また、県は、模範団体等の中から模範事例を紹介する等により、県民の献血推進運動に役立ててもらおう。
- 県、市町村及び血液センターは、様々な広報手段を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と献血への協力を呼びかける。その際、ポスター等についてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- 日赤及び血液センターは、県、市町村及び製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼び掛ける。
- 市町村及び血液センターは、職域及び地域において普及活動を行うために設置している献血推進員と連携して、献血推進のための啓発活動や、献血者の一層の確保を図る。また、県は、血液センターと連携して、献血推進員に対して、献血推進員研修会を開催して、献血推進に必要な情報提供をするなど、より活発に啓発活動を行えるよう支援する。

イ 企業等における献血への取組の推進

- 血液センターは、県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。
- 血液センターは、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

ウ 複数回献血の推進

- 血液センターは、県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- 血液センターは、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血の推進を図る。特に若年層に対しては、「② 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通

じて、複数回献血の推進を図る。

② 若年層を対象とした普及啓発

ア 普及啓発資材の作成等

- 今後の献血推進という観点から、若年層の献血推進が非常に重要であることから、高校生献血を推進することとし、県内各高等学校に対し献血への協力を依頼する。
県は、中学生・高校生向けの啓発パンフレットを作成・配付するとともに、国が行う若年層向けの献血啓発映像資材や大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材、中学生を対象とした献血への理解を促すポスターの配付を支援する。
なお、県は、中学生・高校生向けの啓発用パンフレットの作成に当たっては、その企画及び立案等を青森県学生献血推進連絡会の意見を参考に、より効果的なものを作成するものとする。

イ 効果的な広報手段等を活用した取組

- 県及び血液センターは、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、献血の行動へと繋げるため、若年層への普及啓発を行う。
 - a 血液センター公式ブログ及びツイッターを利用した情報発信及び情報誌と連携した広報（血液センター）
 - b 若年層の多い地区のフリーペーパーへの広告の掲載（県）
 - c その他地域の実情に応じた方法（県、市町村、血液センター）
- 県、市町村及び血液センターは、国が作成した献血推進キャラクターや青森県の献血キャラクター「プラット君」を活用した各種普及啓発を行う。

ウ 献血セミナー等の実施

- 血液センターは、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝える。その推進に当たっては、県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。
- 県及び市町村は、血液センターが実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習を学校等において積極的に活用してもらえよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を図る。

エ 学校等における献血の普及啓発

- 県は、血液センターと連携し、次の普及啓発活動を行う青森県学生献血推進連絡会の育成を充実・強化する。併せて、青森県学生献血推進連絡会に参加していない大学の学生に対しても積極的に参加を呼びかけ、構成大学・構成員の拡大を図る。
 - a 青森県学生献血推進連絡会議の開催
 - b 夏と冬の学生献血キャンペーンイベントへの参加及び企画
 - c 学校献血における献血の呼びかけ
- 血液センターは、県の協力を得て、青森県学生献血推進連絡会と更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、特に、将来、医療従事者を目指す者に、多くの県民の献血によって医療が支えられている仕組みや、血液製剤の適正使用の重要性への理解が深まるよう取組を行う。
- 県、市町村及び血液センターは、県の教育部局や学校医・学校薬剤師等の学校保健の専門家の協力を得ながら、高校生の献血に対する理解と協力が進むよう取り組む。

(2) 採血所の環境整備等

① 献血者が安心して献血できる環境の整備

- 血液センターは、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- 血液センターは、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する等、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- 血液センターは、特に初回献血者が抱えている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図る。
このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度に十分に行う。
- 血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- 県は、血液センターによるこれらの取組を支援する。

② 献血者の利便性の向上

- 血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICT を活用した WEB 予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- 血液センターは、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して栄養士等による健康相談を実施する。
- 献血申込者の健康管理に資する検査の充実が献血の推進に有効であることから、県は、血液センターによるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

県、市町村及び血液センターは、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を行わないこと、HIV等の感染症によっては、保健所において匿名・無料で検査を受けることができることを、様々な広報手段を用いて、県民に周知する。

(3) 血液製剤の適正使用

医療機関において、血液製剤の管理体制を整備し、血液製剤の使用状況を正確に把握するなど、血液製剤の適正な使用を推進するために、県は次の会議及び講演会を開催する。

- ① 輸血療法委員会合同会議
- ② 輸血療法安全対策に関する講演会

(4) まれな血液型の血液の確保

血液センターは、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

血液センターは初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200 ミリリットル全血採血、400 ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、血液センターが献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることはあり得る。）

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

県及び血液センターは、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、血液センターが策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保等

- 県、市町村及び血液センターは、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、血液センターは、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- 血液センターは、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、血液センターの取組を支援する。
- 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。県及び市町村は、血液センターによるこれらの取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- 県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに血液センターによる献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和5年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行う。
- 血液センターは、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

2 令和6年度市町村別献血受入計画

保健所	市町村	人口 (人)	全血献血				
			確保量 (L)	稼働数 (台)	400mL (人)	200mL (人)	計 (人)
東地方 保健所	青森市	155,551	2,001.0	115	4,945	115	5,060
	平内町	4,934	52.2	3	129	3	132
	外ヶ浜町	2,318	17.4	1	43	1	44
	今別町	903	17.4	1	43	1	44
	蓬田村	1,239	17.4	1	43	1	44
	計	164,945	2,105.4	121	5,203	121	5,324
弘前 保健所	弘前市	92,931	1,044.0	60	2,580	60	2,640
	西目屋村	616	17.4	1	43	1	44
	板柳町	6,622	69.6	4	172	4	176
	黒石市	17,556	156.6	9	387	9	396
	藤崎町	8,044	69.6	4	172	4	176
	大鰐町	4,228	52.2	3	129	3	132
	平川市	16,322	121.8	7	301	7	308
	田舎館村	3,880	52.2	3	129	3	132
	計	150,199	1,583.4	91	3,913	91	4,004
三戸地方 保健所	八戸市	126,532	1,757.4	101	4,343	101	4,444
	おいらせ町	14,799	348.0	20	860	20	880
	三戸町	4,516	52.2	3	129	3	132
	五戸町	8,061	104.4	6	258	6	264
	田子町	2,351	52.2	3	129	3	132
	南部町	8,758	69.6	4	172	4	176
	階上町	7,188	34.8	2	86	2	88
	新郷村	950	17.4	1	43	1	44
	計	173,155	2,436.0	140	6,020	140	6,160
五所川原 保健所	五所川原市	28,110	365.4	21	903	21	924
	つがる市	15,541	348.0	20	860	20	880
	鱒ヶ沢町	4,306	52.2	3	129	3	132
	深浦町	3,126	34.8	2	86	2	88
	中泊町	4,688	52.2	3	129	3	132
	鶴田町	6,291	87.0	5	215	5	220
	計	62,062	939.6	54	2,322	54	2,376
上十三 保健所	十和田市	32,315	556.8	32	1,376	32	1,408
	七戸町	7,200	139.2	8	344	8	352
	六戸町	5,820	52.2	3	129	3	132
	東北町	8,580	156.6	9	387	9	396
	三沢市	23,047	435.0	25	1,075	25	1,100
	野辺地町	6,451	87.0	5	215	5	220
	横浜町	2,244	34.8	2	86	2	88
	六ヶ所村	6,094	313.2	18	774	18	792
	計	91,751	1,774.8	102	4,386	102	4,488
むつ 保健所	むつ市	29,965	574.2	33	1,419	33	1,452
	大間町	2,606	52.2	3	129	3	132
	東通村	3,104	69.6	4	172	4	176
	風間浦村	795	17.4	1	43	1	44
	佐井村	801	17.4	1	43	1	44
	計	37,271	730.8	42	1,806	42	1,848
合 計		679,383	9,570.0	550	23,650	550	24,200

※献血バス1台稼働当たりの確保目安(400mL 43人、200mL 1人)計44人。

※人口は令和5年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口(市区町村別)(生産年齢人口)による。

資料

(2) 献血区分別献血者数

令和5年4月～令和6年3月累計

ブロック名 都道府県	項目	全血献血							成分献血					
		合計		200mL献血者		400mL献血者		4 献 血 率 m L	合計		血漿成分献血者		血小板成分献血者	
				男性	女性	男性	女性				男性	女性	男性	女性
		人	%	人	人	人	人	%	人	%	人	人	人	人
北海道		194,767	97.7	1,376	7,749	134,641	51,001	95.3	53,907	96.9	11,342	9,607	26,765	6,193
北海道	小計	194,767	97.7	1,376	7,749	134,641	51,001	95.3	53,907	96.9	11,342	9,607	26,765	6,193
東北	青森	34,035	101.9	258	990	22,864	9,923	96.3	13,058	95.2	6,264	3,114	2,932	748
	岩手	31,832	104.1	173	1,085	21,858	8,716	96.0	12,237	97.7	4,463	2,688	4,543	543
	宮城	63,218	102.2	612	1,622	45,265	15,719	96.5	27,239	90.8	10,751	6,220	8,885	1,383
	秋田	24,492	98.6	90	532	17,224	6,646	97.5	12,648	93.2	5,565	2,958	4,103	22
	山形	29,555	102.7	97	695	20,658	8,105	97.3	12,691	95.4	3,761	3,324	4,781	825
	福島	52,465	100.2	594	1,310	37,694	12,867	96.4	20,639	88.0	8,353	2,946	8,517	823
	東北	小計	235,597	101.6	1,824	6,234	165,563	61,976	96.6	98,512	92.4	39,157	21,250	33,761
関東甲信越	茨城	74,059	99.1	794	2,499	52,547	18,219	95.6	28,855	97.7	13,395	8,497	5,970	993
	栃木	65,329	101.5	1,101	5,216	43,948	15,064	90.3	28,584	96.8	12,791	6,921	7,780	1,092
	群馬	58,810	97.6	536	3,161	40,731	14,382	93.7	28,096	92.1	11,935	6,815	7,985	1,361
	埼玉	177,370	102.1	1,795	10,571	120,165	44,839	93.0	64,121	97.7	27,512	14,080	20,327	2,202
	千葉	163,825	103.4	972	4,869	114,232	43,752	96.4	72,200	97.7	25,612	20,317	21,443	4,828
	東京	380,152	102.9	2,191	18,782	252,997	106,182	94.5	202,902	103.5	76,900	54,344	55,100	16,558
	神奈川	218,333	101.8	1,361	8,877	155,713	52,388	95.3	114,949	99.6	46,810	28,004	34,298	5,837
	新潟	57,711	99.7	265	1,479	41,779	14,188	97.0	34,454	101.0	16,822	9,503	7,097	1,032
	山梨	24,453	101.8	102	591	17,548	6,212	97.2	12,576	99.0	8,289	4,287		
	長野	51,082	104.3	243	722	37,468	12,649	98.1	24,588	96.2	11,334	7,226	4,912	1,116
関東甲信越	小計	1,271,124	102.0	9,360	56,767	877,128	327,869	94.8	611,325	99.7	251,400	159,994	164,912	35,019
東海北陸	富山	26,862	102.9	155	950	19,508	6,249	95.9	11,158	110.3	4,661	2,398	3,888	211
	石川	27,741	98.6	221	1,204	20,309	6,007	94.9	16,604	100.7	6,627	4,202	5,253	522
	福井	20,125	97.7	140	661	14,202	5,122	96.0	7,908	100.3	5,826	2,082		
	岐阜	48,078	101.7	495	2,141	33,954	11,488	94.5	19,384	100.1	6,968	4,834	6,851	731
	静岡	93,344	101.1	825	4,384	68,129	20,006	94.4	37,224	95.5	19,934	9,149	7,594	547
	愛知	180,335	100.9	1,214	5,752	133,372	39,997	96.1	114,147	95.5	44,533	34,344	29,742	5,528
東海北陸	三重	37,884	100.6	136	441	29,819	7,488	98.5	26,946	100.8	11,706	6,386	8,136	718
東海北陸	小計	434,369	100.8	3,186	15,533	319,293	96,357	95.7	233,371	97.6	100,255	63,395	61,464	8,257
近畿	滋賀	44,287	103.9	210	1,094	33,041	9,942	97.1	10,134	96.1	2,866	2,378	4,323	567
	京都	77,374	99.9	135	897	55,503	20,839	98.7	32,910	91.5	9,244	8,175	13,393	2,098
	大阪	258,657	99.3	923	7,413	176,949	73,372	96.8	130,014	102.8	39,586	43,829	38,655	7,944
	兵庫	152,267	99.8	561	4,738	106,722	40,246	96.5	58,618	94.1	18,830	15,871	21,307	2,610
	奈良	34,827	100.2	266	1,468	24,227	8,866	95.0	13,955	96.4	4,519	3,870	4,803	763
近畿	和歌山	31,652	96.6	312	789	21,676	8,875	96.5	9,652	100.1	1,831	3,330	4,305	186
近畿	小計	599,064	99.8	2,407	16,399	418,118	162,140	96.9	255,283	98.4	76,876	77,453	86,786	14,168
中国	鳥取	15,103	96.8	14	37	11,292	3,760	99.7	7,660	104.6	4,204	772	2,504	180
	島根	13,863	100.0	17	44	10,449	3,353	99.6	7,298	96.7	3,620	1,416	2,246	16
	岡山	53,996	99.0	114	401	39,346	14,135	99.0	24,204	98.0	9,778	5,934	8,198	294
	広島	76,471	102.0	125	746	55,173	20,427	98.9	41,138	96.1	19,911	5,405	13,426	2,396
	山口	39,928	95.1	80	224	31,692	7,932	99.2	9,006	95.4	3,956	1,849	2,979	222
	徳島	18,305	94.3	21	109	13,872	4,303	99.3	8,280	99.6	4,330	1,587	2,282	81
	香川	27,017	97.8	21	99	20,089	6,808	99.6	9,735	97.2	5,366	1,692	2,673	4
	愛媛	36,354	101.1	30	86	27,526	8,712	99.7	16,610	93.9	6,041	5,003	5,024	542
	高知	19,737	99.0	31	226	13,468	6,012	98.7	9,117	101.7	4,077	2,559	2,290	191
	中国	小計	300,774	99.0	453	1,972	222,907	75,442	99.2	133,048	97.3	61,283	26,217	41,622
九州	福岡	153,663	100.4	91	305	108,482	44,785	99.7	65,275	101.4	27,352	16,101	19,559	2,263
	佐賀	19,782	101.6	24	186	14,718	4,854	98.9	13,334	93.2	5,840	3,889	3,265	340
	長崎	37,688	98.2	121	831	28,254	8,482	97.5	17,052	106.7	7,662	3,397	5,457	536
	熊本	52,176	101.2	82	781	38,367	12,946	98.3	22,603	106.7	11,317	3,570	6,748	968
	大分	35,012	101.2	43	230	26,918	7,821	99.2	12,732	105.7	5,520	2,845	3,938	429
	宮崎	28,963	98.8	36	128	21,410	7,389	99.4	12,324	95.2	4,955	2,679	4,228	462
	鹿児島	46,084	98.0	55	289	34,049	11,691	99.3	15,850	93.5	7,493	2,821	5,479	57
	沖縄	39,926	103.5	36	257	30,982	8,651	99.3	15,676	99.2	8,157	2,706	4,417	396
九州	小計	413,294	100.3	488	3,007	303,180	106,619	99.2	174,846	100.7	78,296	38,008	53,091	5,451
全国合計		3,448,989	100.7	19,094	107,661	2,440,830	881,404	96.3	1,560,292	98.5	618,609	395,924	468,401	77,358

※1「400mL 献血率」は献血者数の合計(人)／全血献血者数の合計(人)

(日本赤十字社 血液事業年度報(令和5年度)より)

2 献血者の推移

本県の血液事業は昭和29年より開始されたが、当初は売血制度であり、献血者はなかった。昭和35年度より日本赤十字社が売血による弊害をなくすために献血運動を実施したことから、本県においても昭和36年度から献血が行われたが、当初はアメリカ軍人やJRC活動を行っていた高校生によるものが大半であった。

昭和39年の閣議決定後、献血者は急速に増加し、昭和41年からは献血のみとなった。

年度	推計人口(各年度10月1日現在)	献血者(人)	前年度対比(%)	人口比献血率(%)	全国平均人口比献血率(%)
60	1,524,058	99,013	3.7	6.5	7.2
61	1,519,149	99,102	0.1	6.5	7.1
62	1,514,966	95,889	△3.2	6.3	6.6
63	1,506,570	97,872	2.1	6.5	6.6
元	1,500,752	96,712	△1.2	6.4	6.3
2	1,494,562	96,786	0.1	6.5	6.4
3	1,475,705	101,526	4.9	6.9	6.6
4	1,471,206	96,243	△5.2	6.5	6.1
5	1,469,445	90,992	△5.5	6.2	5.8
6	1,470,996	85,919	△5.6	5.8	5.3
7	1,481,602	74,180	△13.7	5.0	4.9
8	1,481,949	71,130	△4.1	4.8	4.8
9	1,479,950	68,896	△3.1	4.7	4.8
10	1,478,065	70,146	1.8	4.7	4.9
11	1,475,078	71,596	2.1	4.9	4.9
12	1,475,668	66,620	△7.0	4.5	4.6
13	1,472,633	66,401	△0.3	4.5	4.6
14	1,467,788	67,984	2.4	4.6	4.5
15	1,460,050	69,654	2.5	4.8	4.4
16	1,450,947	67,297	△3.4	4.6	4.3
17	1,436,628	64,473	△4.2	4.5	4.2
18	1,423,412	64,186	△0.4	4.5	3.9
19	1,408,589	57,616	△10.2	4.1	3.9
20	1,394,806	57,646	0.1	4.1	4.0
21	1,382,517	56,773	△1.5	4.1	4.2
22	1,373,339	58,378	2.8	4.3	4.2
23	1,363,038	56,343	△3.5	4.1	4.1
24	1,349,969	54,953	△2.5	4.1	4.1
25	1,336,206	54,489	△0.9	4.1	4.1
26	1,321,895	53,765	△1.4	4.1	3.9
27	1,304,813	49,338	△8.2	3.8	3.8
28	1,290,000	49,059	△0.4	3.8	3.8
29	1,278,581	44,041	△10.2	3.4	3.7
30	1,262,815	44,964	2.1	3.6	3.7
元	1,246,291	47,666	6.0	3.8	3.9
2	1,230,715	48,988	2.8	4.0	4.0
3	1,221,305	47,662	△2.7	3.9	4.0
4	1,204,343	47,127	△1.1	3.9	4.0
5	1,184,558	47,093	△0.1	3.9	4.0

3 供給状況の推移

日本赤十字社が行った献血推進運動により、昭和36年度から少しずつではあるが献血が行われるようになり、買血及び献血による血液製剤の製造・供給が行われた。

昭和41年度以降は献血のみにより血液製剤の製造・供給が行われている。

(1) 買血を含む採血・供給状況

年度	買血数 (本)	献血数 (本)	預血数 (本)	販 売 数 (本)	献血内訳	
					人数	本数
29 10月以降	3,543			3,202		
30	15,089			14,444		
31	21,938			21,231		
32	25,852			25,287		
33	29,128			28,892 (県外購入分 600)		
34	26,874			26,034		
35	22,946			22,616 (県外購入分 216)		
36	21,621	143		20,639	高校生 アメリカ軍人 その他	1 128 14 1 128 14
37	20,447	378		20,118	高校生 アメリカ軍人 その他	62 104 113 62 203 113
38	20,511	271		20,131 (県外購入分 60)	高校生 アメリカ軍人 その他	55 64 153 55 63 153
39	14,983	3,417	169	18,219 (県外購入分 160)	高校生 アメリカ軍人 その他	2,635 44 1,267 2,232 85 1,100
40	6,671	11,496		18,400	アメリカ軍人	73 73

(2) 献血のみによる血液製剤製造・供給状況

ア 青森県血液センター

年度	献血者数 (人)	供給本数(本)			他県購入 (本)	他県売渡 (本)
		全血製剤	成分製剤	計		
41	32,160	29,573		29,573	539	
42	33,174	32,182		32,182	530	
43	34,905	32,380		32,380	839	
44	38,380	33,174		33,174	293	
45	40,943	34,991		34,991	296	
46	39,158	34,775		34,775	211	
47	41,283	36,783		36,783	314	
48	41,776	37,582		37,582	304	
49	44,010	39,090		39,090	251	
50	45,165	40,244	645	40,889	215	
51	50,008	42,099	2,598	44,697	426	
52	55,818	47,335	4,512	51,847	411	
53	59,399	49,651	6,275	55,926	787	
54	63,741	53,326	6,924	60,250	696	
55	66,216	56,120	8,388	64,508	1,227	
56	68,573	62,202	13,142	75,344	4,483	

イ 青森県赤十字血液センター

年 度	献血者数 (人)	供給本数(本)			需給調整(本)	
		全血製剤	成分製剤	計	受入	払出
57	79,797	46,073	56,954	103,027	5,604	6,926
58	85,152	39,499	90,578	130,077	10,765	8,953
59	95,518	35,811	123,483	159,294	10,677	11,762
60	99,013	32,948	138,676	171,624	10,134	11,106
61	99,102	28,235	141,021	169,256	8,370	2,967
62	95,889	26,234	140,945	167,179	9,872	1,823
63	97,872	20,510	143,975	164,485	6,606	2,263
元	96,712	16,192	141,183	157,375	5,292	2,377
2	96,786	12,174	135,787	147,961	2,267	2,074
3	101,526	9,297	130,113	139,410	3,018	1,713
4	96,243	8,838	129,337	138,175	674	1,683
5	90,992	7,205	118,736	125,941	264	1,454
6	85,919	5,433	107,484	112,917	28	876
7	74,180	4,491	97,168	101,659	3,093	1,189
8	71,130	3,132	83,007	86,139	3,227	1,188
9	68,896	3,015	74,211	77,226	3,862	931
10	70,146	2,719	73,929	76,648	1,624	1,202
11	71,596	2,125	76,782	78,907	3,482	1,389
12	66,620	869	71,240	72,109	2,733	503
13	66,401	623	67,927	68,550	4,183	493

14	67,984	350	68,645	68,995	2,725	650
15	69,654	290	68,310	68,600	3,004	1,417
16	67,297	155	68,116	68,271	4,636	2,368
17	64,473	31	64,521	64,552	2,681	2,079
18	64,186	3	65,598	65,601	1,976	2,440
19	57,616	15	57,188	57,203	1,857	2,060
20	57,646	5	57,120	57,125	2,328	2,406
21	56,773	6	57,854	57,860	3,169	1,615
22	58,378	0	60,270	60,270	4,452	1,102
23	56,343	0	59,076	59,076	6,025	2,413
24	54,953	0	56,278	56,278	55,265	3,406
25	54,489	1	53,160	53,161	61,503	3,135
26	53,765	0	51,809	51,809	63,073	4,321
27	49,338	0	54,550	54,550	62,854	2,459
28	49,059	0	52,186	52,186	46,854	1,348
29	44,041	0	51,933	51,933	58,198	1,117
30	44,964	0	52,346	52,346	59,042	1,627
元	47,666	0	53,563	53,563	60,237	1,918
2	48,988	0	54,511	54,511	63,193	3,116
3	47,662	0	54,770	54,770	62,353	3,174
4	47,127	0	55,403	55,403	62,598	2,405
5	47,093	0	55,413	55,413	62,270	2,346

4 青森県の血液事業年譜

- 昭和29年4月 青森県血液銀行設立運営委員会を設置。
委員会においては、県立中央病院内の一部を改造の上、採血・製造・供給を行うという結論を出したが、同病院には、施設を設ける余裕がない等の理由から、暫定的に県衛生研究所に血液銀行を設け運営することとなる。
- 昭和29年7月 県衛生研究所（青森市浦町字野脇）に、血液製剤製造及び供給のための血液銀行係を新設。
- 昭和29年7月 県衛生研究所の施設の一部を改造し、青森県血液銀行の庁舎が完成。
- 昭和29年10月 県衛生研究所に青森県血液銀行を併設し、医薬品製造所の登録を受け、採血・製造・供給業務を開始。
- 昭和31年3月 青森県血液銀行弘前出張所（医薬品一般販売業 昭和31年3月22日登録）を開設。
- 昭和31年6月 採血及び供血あっせん業取締法施行。
- 昭和32年4月 青森県血液銀行八戸販売所（医薬品一般販売業 昭和32年4月16日登録）を開設。
- 昭和32年6月 県衛生研究所から分離独立し、青森県血液銀行として発足。
- 昭和33年10月 業務量の増加等から庁舎を新築。
- 昭和35年4月 民間企業による血液製剤の販売所への進出により、販売数が減少したことから八戸販売所を閉鎖、県内医薬品販売業者に対する卸売（代理店制度）を実施。
- 昭和35年5月 売血による弊害を広く一般に周知させ、献血及び預血・返血方式による血液事業の正常化と血液の確保を図るため、日本赤十字社が独自の立場で「赤十字愛の献血運動」を全国的に展開、日赤青森県支部でも同年7月の1ヶ月間実施。
- 昭和36年9月 第2回「赤十字愛の献血運動」が実施され、各都道府県も後援団体となり、本運動を推進することになる。
運動期間 9月1日～30日
- 昭和36年9月 日米親善の目的で青森港に入港した米海軍駆逐艦「ジェンキンス号」乗組員A・G・クロフォード中佐等128人が日赤青森県支部を会場として献血（27日、28日の2日間 献血本数128本）を行う。これが青森県における最初の献血である。
- 昭和37年3月 愛の献血運動の一環として呼びかけた血液型検査に、事業所としては県内で初めて青森市の「和田寛食料工業青森工場」従業員310人が参加。
- 昭和37年8月 米海軍第7艦隊駆逐艦乗組員が、日赤青森県支部を会場として104人が203本の献血を行う。
- 昭和37年9月 第3回「赤十字愛の献血運動」が実施される。
日赤青森県支部では、献血予約登録制度を開始。
期間中実績 予約登録者数 1,070人 血液型判定者 1,355人
- 昭和37年10月 厚生省主催による「愛の血液助け合い運動」が全国的に展開される。
期間 11月19日から1週間
- 昭和38年2月 献血予約登録者に初めて献血を依頼、登録者56人が献血に応じた。
- 昭和38年11月 第2回「愛の血液助け合い運動」の実施にあたり、県としても正式に取り組むこととした。
- 昭和38年4月 売血による弊害を排除し、献血の推進を図るため、「青森県献血預血方式実施要綱」が制定され、これに基づき、献血者の確保、献血者の受付・

- 手続・献血者に対する献血記念品・献血手帳の交付、その他必要な業務を日赤青森県支部に委託することとした。
- 昭和 39 年 8 月 「献血の推進について」の閣議決定。
- 昭和 39 年 11 月 献血者感謝の集い（献血推進大会の前進）を開催し、献血推進功労団体等に対し、県知事及び日赤青森県支部長連名の感謝状が贈呈される。
- 昭和 39 年 11 月 青森県献血推進協議会が設立される。
- 昭和 40 年 3 月 青森県血液銀行弘前出張所を廃止。
- 昭和 40 年 4 月 青森県血液銀行の名称を青森県血液センターと改称。
- 昭和 40 年 4 月 預血制度を廃止。
- 昭和 40 年 9 月 「愛の血液助け合い運動」を国、各都道府県、日赤の共同主催として実施することになり、期間中における行事として、第 1 回「献血運動推進全国大会」が開催される。本県においても名称を「青森県献血推進大会」として開催し、献血功労団体等の表彰のほか、「献血の歌」を発表。
作詞：庄子 敏彦 補作：小野 正文 作曲：間宮 昭佳
- 昭和 40 年 10 月 県内で最初のRh（－）友の会が八戸市で発足。
- 昭和 41 年 4 月 買血を廃止し、全てが献血のみとなる。
- 昭和 41 年 6 月 市町村献血推進事業に対し県費補助を行う。
- 昭和 41 年 8 月 八戸市立市民病院、黒石国保黒石病院及びむつ総合病院公済会内の 3 ヶ所に採血所を設置。
- 昭和 41 年 9 月 第 2 回「献血運動推進全国大会」において、八戸市献血推進協議会が厚生大臣感謝状を受ける。
- 昭和 41 年 12 月 青森県立中央病院内に採血所を設置。
- 昭和 43 年 3 月 青森県血液センターを、青森県保健衛生センター（青森市造道字沢田 25）内に移転。
- 昭和 43 年 6 月 移動採血車（青い鳥 2 号車）を八戸市庁の車庫を借用し、駐留させることとし、看護婦 3 人を八戸市に駐在、事務員として八戸市職員 1 人の派遣応援を得、ほかに嘱託医師 1 人を委嘱する。
- 昭和 44 年 3 月 弘前大学医学部内に採血所を設置。
- 昭和 44 年 7 月 青森労災病院内に採血所を設置。
- 昭和 45 年 4 月 八戸市駐在の移動採血車事務員を八戸保健所兼務として、職員 7 人を配置するほか、嘱託医師 1 人を委嘱する。
- 昭和 46 年 4 月 献血不適格者に対しても記念品を贈呈することとした。
- 昭和 47 年 7 月 採血した血液のHB抗原スクリーニングを実施。
- 昭和 49 年 4 月 国の血液代金自己負担金支給制度が開始され、この支給事務を日赤青森県支部において行う。
- 昭和 49 年 7 月 これまでの青森県献血推進大会の名称を青森県血液安定供給対策会議と改め、献血功労団体等への感謝状贈呈以外に献血の推進に関する会議も併せて実施することとなる。
- 昭和 50 年 1 月 民放ラジオ統一キャンペーン「はたちの献血」が実施される。
- 昭和 50 年 4 月 血液成分製剤の製造供給を開始。
- 昭和 50 年 4 月 青森県Rh（－）友の会連絡協議会が発足。これまで各地にあった友の会の育成指導と需給調整を実施（事務局を県血液センター内におく）。
- 昭和 51 年 8 月 新鮮血液製剤の製造供給を開始。
- 昭和 53 年 1 月 献血 50 万本達成記念行事を実施。
- 昭和 53 年 1 月 献血 50 万人目の八戸市・田端とし子さんに記念品を贈呈。
- 昭和 55 年 7 月 青森県血液安定供給対策会議を、再び青森県献血推進大会に改称。

- 昭和 56 年 4 月 青森県赤十字血液センターの建設に着手。
- 昭和 56 年 12 月 青森県赤十字血液センター完成。
- 昭和 57 年 1 月 県内初の献血回数 100 回達成者、階上町・工藤久雄さんに知事感謝状及び記念品を贈呈。
- 昭和 57 年 4 月 県血液センターの業務を日本赤十字社へ移管し、青森県赤十字血液センターとしてスタート。
- 昭和 57 年 4 月 献血手帳の預血的運用を廃止。健全な献血制度を確立するため、献血手帳の供給欄を削除。
- 昭和 57 年 4 月 青森県赤十字血液センターでは、献血者全員に献血検査結果を通知する生化学的検査サービスを実施。
- 昭和 57 年 4 月 献血者確保対策の一環として「献血者への愛のメッセージ事業」を実施。
- 昭和 57 年 12 月 青森県赤十字血液センター県病採血出張所、黒石採血出張所の 2ヶ所を廃止。
- 昭和 58 年 4 月 青森県赤十字血液センターでは、HBs 抗原陽性者へ通知を実施。
- 昭和 58 年 5 月 株式会社亀井商店から、青森県赤十字血液センターが血液搬送車の寄贈を受ける。
- 昭和 58 年 12 月 「献血の歌」をテープに吹き込み（県立青森東高等学校音楽部）、関係機関等へ配布。
- 昭和 59 年 7 月 青森県献血推進大会の名称を、青森県献血運動推進大会に改称。
- 昭和 59 年 11 月 献血 100 万本達成記念行事を実施。
献血 100 万人目の青森市・沢谷ひろ子さんに記念品を贈呈。
- 昭和 60 年 4 月 青森県赤十字血液センター日赤青森県支部採血出張所（献血ルーム）を設置。
- 昭和 60 年 7 月 「愛の血液助け合い運動」期間中に青森市において 2,100 余名の参加者を得て皇太子殿下・同妃殿下の御臨席のもと、第 21 回「献血運動推進全国大会」を開催。
社団法人青森県薬剤師会及び社団法人青森市医師会並びに青森スバル自動車株式会社から、青森県赤十字血液センターが血液搬送車の寄贈を受ける。
- 昭和 61 年 4 月 新採血基準が実施される。現行の 200mL 採血に併せ、新たに 400mL 採血、血漿成分採血及び血小板成分採血が導入された。
- 昭和 62 年 7 月 青森県赤十字血液センターで成分採血を開始。
- 昭和 63 年 4 月 青森県八戸赤十字血液センター完成、業務開始。
- 昭和 63 年 4 月 青森県赤十字血液センター八戸採血出張所を廃止。
- 昭和 63 年 7 月 青森県八戸赤十字血液センターで成分採血を開始。
- 平成元年 5 月 青森県赤十字血液センター日赤青森県支部採血出張所（献血ルーム）で成分採血を開始。
- 平成元年 5 月 青森県赤十字血液センターむつ総合病院公済会内採血出張所を廃止。
- 平成元年 5 月 青森県赤十字血液センターむつ採血出張所の設置、業務開始。
- 平成 2 年 1 月 献血 150 万本達成記念行事を実施。
献血 150 万人目の平賀町・今井幸一さんに記念品を贈呈。
- 平成 2 年 4 月 オープン採血（出張採血）による血漿採血開始。
- 平成 3 年 4 月 採血基準の一部改正。
- 平成 3 年 12 月 献血ふれ愛ヤングフェスティバル 91' 開催
標語「献血はあなたの元気なメッセージ」

- 平成4年3月 平成3年度献血者10万人目の八戸市・池田康子さんに記念品を贈呈。
- 平成4年10月 三献（献血・献腎・献眼）キャラバンを実施、8市を巡回。
- 平成5年1月 成分献血専用移動採血車導入、稼働。
- 平成5年3月 MAP製剤製造開始（400mLのみ。）
- 平成5年5月 医療機関に血液製剤適正使用のためのポスター「血液製剤の使用基準」を送付、使用適正化の推進を図る。
- 平成5年10月 三献キャラバンに骨髓移植をプラス、三献プラス1推進運動キャラバンとし、67市町村と8事業所を巡回。
- 平成6年5月 青森県赤十字血液センターにおいて、全国血液センター統一システムを導入。
- 平成6年9月 三献プラス1（献血・献腎・献眼・骨髓移植）推進運動キャラバンで、各市町村の献血等協力事業所67ヶ所を巡回。
- 平成6年11月 医療機関の血液製剤取扱担当者による血液製剤供給意見交換会を、青森・弘前・八戸の3市で開催。
- 平成7年4月 生化学検査サービスの項目を一部変更。
日本赤十字社献血者表彰制度の一部改正。
配送血液の温度管理のため、冷凍保冷車を導入。
- 平成7年5月 献血200万本達成記念行事を実施。
献血200万人目の八戸市・中村圭孝さんに感謝状と記念品を贈呈。
- 平成7年7月 製造物責任者（PL法）が施行され、血液製剤もその対象となる。
献血申込書（診察録）及び問診票を全国统一し、献血受付時の問診を強化する。
- 平成7年11月 三献プラス1（献血・献腎・献眼・骨髓移植）推進運動キャラバンで、18市町村で行われたイベントの会場を巡回。
- 平成8年3月 青森県赤十字血液センターむつ採血出張所を廃止。
- 平成8年12月 青森県八戸赤十字血液センターにおける土曜日の献血時間を午後5時30分まで延長する。
- 平成9年1月 MAP製剤製造開始（200mL）。
三献プラス1（献血・献腎・献眼・骨髓移植）推進運動キャラバンで、8市において街頭キャンペーンを実施。
- 平成10年3月 青森県赤十字血液センターの採血業務を廃止、青森県赤十字血液センター弘前採血出張所を閉鎖。
- 平成10年4月 青森県赤十字血液センター弘前出張所（弘前駅前献血ルーム）を弘前駅前に開設。
- 平成10年9月 輸血用血液照射血4品目（照射人全血液CPD、照射赤血球MAP、照射濃厚血小板HLA、照射濃厚血小板）が新たに血液製剤として認められる。
- 平成11年4月 新採血基準が実施される。献血可能年齢の上限が64歳から69歳に引き上げられた。
- 平成11年6月 「血液製剤の使用指針」及び「輸血療法の実施に関する指針」が策定される。
- 平成11年12月 「献血者登録制度推進員」を「献血推進員」に名称変更。
- 平成11年12月 HTLV-I抗体検査開始。
- 平成12年2月 NAT（核酸増幅検査）開始。
- 平成12年12月 輸血療法委員会合同会議を開催。
- 平成13年7月 青森県赤十字血液センター日赤県支部採血出張所（青森献血ルーム）がリ

- ニューアルオープン。
- 平成 14 年 7 月 「採血及び供血あっせん業取締法」が、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に改められ公布。
- 平成 15 年 7 月 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が施行。
- 平成 15 年 8 月 青森県献血運動推進大会の名称を、「献血感謝の集い」に改称。
- 平成 16 年 1 月 新鮮凍結血漿の 2 ヶ月間貯留保管を開始。
- 平成 16 年 5 月 新血液事業統一システムの導入。
- 平成 16 年 4 月 青森献血ルームが年中無休となる(ただし、大晦日と元日は休業)。
- 平成 16 年 8 月 新鮮凍結血漿の 3 ヶ月間貯留保管を開始。
- 平成 16 年 8 月 「献血感謝の集い」開催に当たり、初めて、高校生ボランティアの協力を得る。
- 平成 16 年 10 月 日本赤十字社に血液事業本部を設置。
- 平成 16 年 10 月 「献血者本人確認」の実施。
- 平成 17 年 1 月 青森県学生献血推進連絡会を設置(参加大学数：6)
- 平成 17 年 3 月 新鮮凍結血漿の 5 ヶ月間貯留保管を開始。
- 平成 17 年 4 月 国内における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の発生に伴い、採血時の欧州滞在歴に関する問診を強化。
- 平成 17 年 4 月 「人由来原材料を使用した医薬品、医療用具等の品質及び安全性の強化について」の一部改正。
- 平成 17 年 6 月 問診票における欧州渡航歴の確認強化。
- 平成 18 年 3 月 保存前白血球除去した新鮮凍結血漿の 6 ヶ月間貯留保管を開始。
- 平成 18 年 7 月 青森県合同輸血療法委員会を設置。(事務局：青森県赤十字血液センター)
- 平成 18 年 9 月 保存前白血球除去した新鮮凍結血漿の 6 ヶ月間貯留保管した製剤の供給開始。
- 平成 18 年 10 月 献血カードの導入。
- 平成 18 年 10 月 「献血者健康被害救済制度」の導入。
- 平成 18 年 10 月 血小板成分献血における初流血除去の実施。
- 平成 19 年 1 月 全血献血における初流血除去の実施。
- 平成 19 年 1 月 保存前白血球除去した全血の 6 ヶ月間貯留保管を開始。
- 平成 20 年 8 月 宮城県赤十字血液センターへの検査業務委託開始。
- 平成 21 年 4 月 八戸献血ルーム献血者 10 万人達成。
- 平成 21 年 4 月 弘前献血ルームが年中無休となる(ただし、大晦日と元日は休業)。
- 平成 21 年 5 月 献血後に新型インフルエンザに罹患した者の献血血液の回収措置等を実施。
- 平成 21 年 7 月 弘前献血ルーム献血者 10 万人達成。
- 平成 22 年 1 月 英国滞在歴に係る献血制限を緩和。
- 平成 22 年 3 月 献血後に新型インフルエンザに罹患した者の献血血液の回収措置等を解除。
- 平成 22 年 4 月 八戸献血ルームが年中無休となる(ただし、大晦日と元日は休業)。
- 平成 22 年 6 月 献血 300 万人達成記念行事を実施。
献血 300 万人目の青森市・工藤菜緒さんに感謝状と記念品を贈呈。
- 平成 23 年 4 月 献血採血基準一部改正。男性に限り、400mL 全血献血が可能な方の年齢の下限が 18 歳から 17 歳に引き下げられ、血小板成分献血が可能な方の年齢の上限が 54 歳から 69 歳に引き上げられた。
- 平成 23 年 4 月 問診票の改訂。
- 平成 24 年 3 月 宮城県赤十字血液センターへの製造業務委託開始。
- 平成 24 年 4 月 広域事業運営体制開始。全国の血液センターを 7 ブロックに分割。
- 平成 24 年 10 月 シャーガス病安全対策の手順追加。

- 平成 25 年 1 月 献血の同意説明書の導入。
- 平成 25 年 4 月 弘前献血ルームが「CoCoSA」としてリニューアルオープン。
- 平成 25 年 5 月 秋田県北（大館、鹿角地区）供給開始。
- 平成 26 年 3 月 岩手県北（二戸、久慈地区）供給開始。
- 平成 26 年 6 月 血液事業情報システム運用開始（電子カルテ化、生体認証の追加等）。
- 平成 26 年 8 月 個別検体によるスクリーニング NAT（核酸増幅検査）開始。
- 平成 27 年 5 月 青森献血ルームで毎週金曜日を定休日とする。
- 平成 28 年 4 月 八戸献血ルームで毎週木曜日を定休日とする。
- 平成 28 年 8 月 シャーガス病安全対策の手順変更。
- 平成 29 年 3 月 3 月 31 日をもって八戸献血ルーム休止。
- 平成 29 年 4 月 青森献血ルームが年中無休となる（ただし、大晦日と元日は休業）。
- 平成 30 年 4 月 本人確認区分の見直し及び運用方法の変更。
- 平成 30 年 4 月 青森献血ルーム・弘前献血ルームの成分献血受付時間を延長。
- 平成 30 年 10 月 献血推進・予約システムを導入し、「複数回献血クラブ」の愛称を「ラブ
ラッド」に全国統一。
- 令和 2 年 8 月 HEV NAT の導入。
- 令和 2 年 9 月 献血 350 万人達成記念行事を実施。
献血 350 万人目の弘前市・佐藤博幸さんに感謝状と記念品を贈呈。
- 令和 2 年 11 月 献血者顕彰規程改正（顕彰回数、選択制顕彰記念品の開始）。
- 令和 3 年 10 月 青森献血ルームの受付時間変更。
- 令和 4 年 9 月 アプリ版献血カード及び事前 Web 問診回答機能導入。
- 令和 4 年 10 月 青森献血ルームで受付時間を変更し、毎週火曜日を定休日とする。
- 令和 5 年 5 月 固定施設（献血ルーム）における全献血希望者への体重測定開始。
- 令和 5 年 9 月 移動採血（献血バス）における全献血希望者への体重測定開始。
- 令和 6 年 2 月 血漿分画製剤の海外輸出に係る同意の導入。

5 青森県献血推進協議会運営要綱等

(1) 青森県献血推進協議会運営要綱

(設 置)

第1 献血思想の普及啓発と献血事業の適正な運営を図るため、青森県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業 務)

第2 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 献血思想の普及啓発のための広報活動
- (2) 献血者確保及び血液製剤需給の計画
- (3) その他献血の推進事業

(組 織)

第3 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 協議会の会長は知事とし、委員は35名以内で、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 医師会等の医療関係団体の代表
- (2) 日本赤十字社青森県支部及びその組織の代表
- (3) 県議会、市長会及び町村会の代表
- (4) 商工会議所、経営者協会等の代表
- (5) 労働組合及び健康保険組合の代表
- (6) 学校長会の代表
- (7) 婦人会及び青年団体等の代表
- (8) 社会福祉関係団体の代表
- (9) 学識経験者
- (10) 関係行政機関
- (11) その他必要と認められる各種団体の代表

3 副会長は2名とし委員の互選によって定める。

4 会長は会務を総理する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(専 門 部 会)

第5 協議会は必要に応じ、特別な事項を協議するために、専門部会を開くことができる。

(庶 務)

第6 協議会の庶務は健康医療福祉部医療薬務課において行う。

(補 則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

- 附 則 この要綱は、昭和39年11月24日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成 3年 6月 1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成12年 1月31日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成13年 4月 1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成14年 4月 1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成16年 4月 1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、平成18年 1月12日から実施する。
- 附 則 この要綱は、令和 4年 4月 1日から実施する。
- 附 則 この要綱は、令和 6年 4月 4日から実施する。

(2) 青森県献血推進員事業実施要綱

(目的)

第1 本事業は、献血を推進することにより、安全で良質な輸血用血液の円滑な供給及び血漿分画製剤の原料となる血液を安定的に確保する体制を確立することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2 県と日本赤十字社青森県支部は連携を保ちながら、市町村及び民間団体等の協力を得て県民の理解と協力のもとに、献血者の確保を図る。

(献血推進員の設置)

第3 献血者を確保するため、献血推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

2 推進員の人数は400名程度とする。

3 推進員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

① 県、市町村の献血推進担当者

② 市町村長が推薦する次の者

ア 献血協力団体及び事業所の構成員

イ 市町村献血推進協議会委員

ウ 大学、専門学校等の教職員において、献血推進活動に熱意を持っている者

エ PTA等組織において、献血推進活動に熱意を持っている者

③ ①～②に掲げる者のほか、推進員として知事が適当と認める者

4 推進員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補充委嘱する推進員の任期は先に委嘱されている推進員の残任期間とする。

5 推進員は、その職域又は活動地域において、献血の普及啓発に努めるとともに、献血者の確保を図るものとする。

6 推進員は、県が実施する研修会に参加し、本事業推進に関する知識の習得に努めるものとする。

7 推進員には、報酬は支給しないものとする。ただし、推進員が県の実施する研修会等に出席するために要する旅費については、予算の範囲内で県が支弁するものとする。

(地域県民局地域健康福祉部保健総室の援助)

第4 地域県民局地域健康福祉部保健総室（以下「保健総室」という。）は、推進員の活動を援助するため、次に掲げる事項を行うものとする。

① 各市町村等との連絡調整に関すること

② 推進員に対する情報提供に関すること

③ その他推進員の活動の促進に関すること

(市町村の援助)

第5 市町村は、推進員の活動を援助するため、次に掲げる事項を行うものとする。

① 献血協力団体及び事業所、市町村献血推進協議会等関係機関との連絡調整に関すること

② 推進員に対する情報提供に関すること

③ その他推進員の活動の促進に関すること

(報告)

第6 推進員は、毎年度の活動状況を別紙様式1により、翌年度の5月10日までに、所轄の保健総室長に報告するものとする。

2 保健総室長は、毎年度管内の推進員の活動状況をとりまとめ、翌年度の5月20日までに健康医療福祉部医療薬務課長に報告するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成2年11月5日から施行する。

2 この要綱の制定当初の推進員の任期は、第3(3)の規定にかかわらず平成5年3月3日までとする。

附 則

この要綱は、平成8年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則 (令和6年 4月4日一部改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(3) 青森県学生献血推進連絡会設置要綱

(設 置)

第1 学生相互の親睦を図り、献血の推進のために活動することを目的とする青森県学生献血推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(活 動)

第2 連絡会は献血の推進のために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 学校献血における普及活動
- (2) 「献血感謝の集い」への参加
- (3) 全国学生クリスマス献血キャンペーンに係る活動
- (4) (1)～(3)のほか、連絡会の目的を達成するために必要な活動

(構 成)

第3 連絡会は、献血推進活動に賛同する次に掲げる者により構成する。

- (1) 青森県内の大学、短期大学、専修・各種学校の学生
- (2) (1)に掲げる学校の献血担当者

(役 員)

第4 連絡会には、次の役員を置く。

- (1) 代表者 1名
 - (2) 幹 事 各学校の代表
- 2 代表者は、連絡会を構成する者の互選によって定める。
3 任期は、4月から翌年3月までの1年間とする。

(会 議)

第5 連絡会の会議は、代表者及び幹事で構成するものとする。

- 2 連絡会の会議の議長は、代表者になる。
- 3 会議に参加する構成員の旅費は、県と青森県赤十字血液センター間で開催の都度協議し、どちらか支払う。

(事務局)

第6 連絡会の事務局は、健康医療福祉部医療薬務課薬務指導グループに置く。

(附則) この要綱は、平成17年1月5日から実施する。

(附則) (令和6年5月10日一部改正)
この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(4) 青森県合同輸血療法委員会設置要綱

(目的)

第1条 本会は、青森県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を目指すものとする。

(名称)

第2条 本会は、青森県合同輸血療法委員会と称する。

(事業)

第3条 本会は目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世話人会の開催
- (2) 青森県合同輸血療法委員会の開催
- (3) 青森県合同輸血療法委員会認定輸血看護師部会（以下、認定看護師部会）の開催
- (4) 青森県合同輸血療法委員会倫理諮問委員会（以下、倫理諮問委員会）の開催
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 本会は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 青森県内の医療機関の輸血療法関係委員会の長、輸血責任医師及び輸血業務関係担当者等
- (2) 青森県赤十字血液センター職員
- (3) 地方自治体の血液関係行政担当者
- (4) その他必要と認められる者

(委員会)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第6条に定める代表世話人を充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、第6条に定める副代表世話人を充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(役員)

第6条 本会役員として、代表世話人、副代表世話人、世話人を置き、また必要に応じ顧問を置く。

- 2 世話人は、主として次に掲げる者とし、20名程度とする。
 - (1) 青森県内主要医療機関の輸血療法関係委員会の長、輸血責任医師及び輸血業務関係担当者 12名以内
 - (2) 青森県赤十字血液センター職員 3名以内
 - (3) 地方自治体の血液関係行政担当者 2名以内
 - (4) 認定看護師部会員 3名以内
 - (5) その他必要と認められる者 若干名
- 3 代表世話人は、世話人の互選により定め、会を代表し必要に応じ会議を招集し、議長となる。
- 4 副代表世話人は、代表世話人が世話人会に諮り選出する。
- 5 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるときは、その職務を代理する。

- 6 顧問は、本会の運営に必要な助言を得るため、世話人の推薦により定める。ただし、顧問は議決権を有しない。
- 7 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

(運営)

第7条 本会の運営は、世話人会により決定する。

- 2 認定看護師部会の運営は、同部会の要綱に従い施行される。

(会の開催)

第8条 世話人会は、年1回以上開催する。

第9条 青森県合同輸血療法委員会は、年1回以上開催する。

第10条 代表世話人は、本会構成員のほか、意見等を聴くために必要があると認める者に出席させることができる。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、青森県赤十字血液センターに事務局を置く。

(その他)

第12条 本要綱の変更等については、世話人会において協議し定める。

- 2 本要綱に定めるもののほか、運営等に必要事項は世話人会において協議し、別に定める。

附則

- 1 平成18年3月18日 制定・施行
- 2 平成27年3月18日 看護師部会設置に付き、第3条(3)、第6条2を追加、第8条を改定
- 3 平成30年12月1日 第7条(年1回)、第8条(認定看護師部会を削除)、事務局移転につき第10条を改定
- 4 令和元年5月18日 第5条を追加、第6条(副代表世話人の新設、世話人の人数を規定)、第11条(事務局移転)を改定
- 5 令和3年12月4日 第3条(4)に倫理諮問委員会を新設、第3条(5)をその他、本会の目的を達成するために必要な事業とした。

6 市町村における献血推進協議会の設置状況

令和6年4月1日現在

保健所	市町村名	有	その他	無	その他組織名
東 地 方	市町村名	有	その他	無	その他組織名
	青森市	○			
	平内町			○	
	蓬田村			○	
	今別町			○	
弘 前	外ヶ浜町			○	
	弘前市	○			
	西目屋村			○	
	黒石市	○			
	藤崎町			○	
	大鰐町			○	
	平川市			○	
	板柳町	○			
三 戸 地 方	田舎館村			○	
	八戸市			○	
	おいらせ町			○	
	三戸町	○			
	五戸町	○			
	田子町			○	
	南部町			○	
五 所 川 原	階上町			○	
	新郷村			○	
	五所川原市			○	
	つがる市			○	
	中泊町	○			
	鶴田町			○	
上 十 三	鱒ヶ沢町			○	
	深浦町			○	
	十和田市		○		十和田市献血推進懇談会
	三沢市			○	
	七戸町			○	
	六戸町		○		六戸町健康づくり推進協議会
	東北町	○			
	野辺地町			○	
む つ	六ヶ所村			○	
	横浜町			○	
	むつ市	○			
	大間町	○			
	東通村			○	
	風間浦村			○	
	佐井村			○	

※40市町村中12市町村が設置（その他含む）。

7 国の血液事業の主な経緯

昭和 31 年(1956)	「採血及び供血あつせん業取締法」施行
昭和 39 年(1964)	「献血の推進について」閣議決定
昭和 48 年(1973)	預血制度廃止、輸血用血液製剤のすべてを献血で確保する体制の確立
昭和 50 年(1975)	「血液問題研究会」答申 WHO決議「無償献血を基本として各国の血液事業を推進するべき」
昭和 60 年(1985)	「血液事業検討委員会」中間報告（献血の推進、新採血基準、需給目標等）
昭和 63 年(1988)	国会附帯決議「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（血液製剤の国内自給の促進）
平成元年(1989)	「新血液事業推進検討委員会」第一次報告（血液事業の基本方針）
平成 2 年(1990)	有料採血の完全廃止
平成 6 年(1994)	血液凝固因子製剤の国内自給達成
平成 8 年(1996)	HIV訴訟和解 「血液行政の在り方に関する懇談会」設置
平成 9 年(1997)	「血液行政の在り方に関する懇談会」報告（血液事業の実施体制、国内自給推進方策等）
平成 10 年(1998)	血液事業研究議員連盟設立 中央薬事審議会に企画・制度改正特別部会を設置
平成 11 年(1999)	全献血血液に核酸増幅法(NAT)検査を導入
平成 12 年(2000)	「中央薬事審議会企画・制度改正特別部会」報告
平成 14 年(2002)	「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」公布
平成 15 年(2003)	「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」施行
平成 16 年(2004)	「輸血医療の安全性の確保のための総合対策」がとりまとめられる
平成 17 年(2005)	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病対策の献血制限開始 厚生労働省に「献血推進本部」設置
平成 20 年(2008)	「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」施行
平成 20 年(2008)	「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本方針」の全部改正
平成 21 年(2009)	「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正
平成 23 年(2011)	献血採血基準の一部改正
平成 26 年(2014)	「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正
平成 28 年(2016)	「血液製剤の使用指針」の一部改正
平成 29 年(2017)	「血液製剤の使用指針」の改正
平成 30 年(2018)	「血液製剤の使用指針」の一部改正 「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本方針」の全部改正
令和元年(2019)	「血液製剤の使用指針」「輸血療法の実施に関する指針」の一部改正
令和 2 年(2020)	「安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律」の一部改正

8 血液事業の考え方の経緯

昭和 31 年(1956 年) 6 月 採血及び供血あっせん業取締法施行

【法の目的】	人の血液の適正な利用 採血によって生じる保健衛生上の危害の防止 被採血者の保護
【法の概要】	採血等の制限 採血業の許可 採血業者に対する指示、立入検査等 供血あっせん業の許可 採血者の義務 等

昭和 39 年(1964 年) 8 月 21 日 閣議決定「献血の推進について」

政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による、献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を促進するものとする。

昭和 50 年(1975 年) 4 月 血液問題研究会・意見具申(要旨)

1. 医療に必要な血液の献血による確保
2. 血液製剤の特殊性と製造・供給(配送)・使用
3. 献血の推進(受入体制整備、組織の育成強化)
4. 血液製剤製造(保存血液・血液成分製剤・血漿分画製剤)
5. 血液製剤供給と備蓄体制(4と同様の製剤)
6. 血液事業の中心機関としての血液センターの機能向上
7. 輸血に起因する副作用防止対策
8. 血液事業に関する法的規則
9. 欧米と比較して立ち遅れている血液事業の推進

昭和 50 年(1975 年) 5 月 血液及び血液製剤に関するWHO決議(関連部分抜粋)

(加盟国に対する勧告)

1. 無償献血を基本として各国の血液事業を推進すること
2. 血液事業の運営を管理するために効果的な法律を制定し、献血者と血液あるいは血液製剤の投与を受ける者の健康の保持・増進のために必要な措置をとること

昭和 60 年(1985 年) 8 月 血液事業検討委員会・中間報告(要旨)

1. 血漿分画製剤を含むすべての血液製剤を国内献血で確保
2. 血液製剤に関する需給目標を設定
3. 血液製剤の使用適正化を推進
4. 輸血の安全性、血液の有効活用の観点から献血に 400mL 採血、成分採血を導入、普及
5. 血漿分画製剤の確保のため民間企業の製造能力を一時活用

平成元年(1989年) 9月 新血液事業推進検討委員会第一次報告(要旨)

1. 血漿分画製剤の国内自給の第1目標は血液凝固因子製剤
2. 献血血液の有効・適正利用のため使用適正化を推進
3. 効率的な事業運営と民間活力の利用が必要
4. 血液製剤の製造・供給・使用の各段階での不当利益排除
5. 成分、400mL献血に対する国民の理解・協力を求める
6. 日赤が一括して製造するべきであり、民間企業に製造を依頼する場合は日赤のブランドとすること
7. 国内自給が達成された後には、血漿分画製剤の供給は全国の広域ブロック単位で公益法人を設定して供給を担当させることが適切

平成9年(1997年) 12月 血液行政の在り方に関する懇談会報告書

1. 血液製剤の特性を踏まえ、血液事業は①国内自給の推進、②安全性確保、③適正使用、④有効利用、⑤透明性の確保、を柱として展開されるべき。
2. 血液事業に関わる国、地方公共団体、血液事業者、医療機関の責務と役割分担を明確化。
3. 時代の要請にこたえる新たな法制度の整備が必要。
4. なお、血液事業の国営化、供給の一元化は適切ではない。

平成12年(2000年) 12月 中央薬事審議会企画・制度改正特別部会報告書

1. 血液事業の基本理念として、以下の四点に基づく運営を確保。
 - ①血液製剤に係る安全性の向上、②献血による血液製剤の国内自給、③血液製剤の適正使用、④公正かつ透明な実施体制の確保
2. 新たな血液事業等のあり方について、以下のとおり提言。
 - (1) 献血による血液製剤の国内自給の確立
献血による国内自給の推進のため、国内有償採血を禁止するとともに、国は、血液製剤の中長期的な需給見通し等を内容とする「基本方針」及び毎年度の「献血確保目標量」を策定し、献血血液の計画的な確保を図る。
 - (2) 血液製剤の適正使用の推進
血液製剤に係る標準的な使用の指針に基づき、血液製剤の適正使用の推進を図る。
 - (3) 血液製剤の製造・供給体制
原料血漿の配分に係る国の役割の明確化、透明性の向上を図る。具体的な方策については複数の見解を提示。
 - (4) 血液製剤に係る安全監視体制
国内外の安全性情報の収集・評価及び安全対策の実施が迅速かつ的確に行われる体制の構築を図る。具体的な方策については、複数の見解を提示。
 - (5) 血液製剤に係る健康被害の救済
血液製剤に係る健康被害の救済について速やかに検討を開始し、他の健康被害との関係、感染被害の因果関係の認定等の諸課題について検討を行うことが必要。

平成 15 年(2003 年) 7 月 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」の施行

- これまでの「採血及び供血あっせん業取締法」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」と題名が改正された。
- この法律の目的は、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に視することとされている。
- ①血液製剤の国内自給に係る基本理念、②関係者の責務、③基本方針の制定、④献血推進計画及び献血受入計画の策定、⑤採血に係る規定、⑥有料採血の禁止、⑦血液製剤の安定供給に関すること等々が規定された。

平成 16 年(2004 年) 7 月 「輸血医療の安全性確保のための総合対策」

- この対策は、輸血用血液製剤の検査・製造体制を充実させるのみでなく、献血時における安全な血液の確保の推進や適正使用の推進等を総合的に実施し、より安全・安心な輸血医療が行われるようにすることを目的としている。
- 輸血医療等に係る各種対策を目的別に 5 つの項目に分類している。
 - ① 健康な献血者の確保の推進
 - ② 検査目的献血の防止
 - ③ 血液製剤の検査・製造体制等の充実
 - ④ 医療現場における適正使用等の推進
 - ⑤ 輸血後感染症対策等の推進

平成 17 年(2005 年) 4 月 厚生労働省「献血推進本部」設置

1. 目的
血液製剤による変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)の伝播の防止に最大限努め、一方で、vCJD対策の献血制限が国民の医療に支障を来さないよう、献血の確保、適正使用の推進等を図ることを目的としている。
2. 内容
 - (1) 献血者確保の実施
 - ・ 有名人等による街頭での献血の呼びかけ
 - ・ 各種広報活動の継続的な実施
 - ・ 複数回献血登録者への献血依頼 等
 - (2) 医療機関等における血液製剤の適正使用の推進
3. 構成
 - (1) 本部長：厚生労働大臣
 - (2) 事務局：医薬食品局血液対策課

1. アルブミン製剤及び免疫グロブリン製剤の国内自給推進方策
 - 1) 適正使用の一層の推進
これまでのガイドライン(指針)の普及や病院内の輸血療法委員会の活動に加え、輸血管理料の普及や都道府県単位の合同輸血療法委員会の活動等も効果的。
 - 2) 医療関係者に対する啓発、患者への情報提供
血漿分画製剤の製品の特質、価格とコスト構造について、まず医療関係者が十分理解することが重要であり、また、これらについて患者への情報提供を充実して必要な説明と同意(IC)を得ていくことも重要である。
 - 3) 国内献血由来製品の生産の増大
輸入製品に取って代わる製品を開発することなどに加え、外国事業者による国内献血由来原料血漿を使用した生産が具体的方策のひとつ。
 - 4) 遺伝子組換え製剤の供給
新たな遺伝子組換えアルブミン製剤が実用化され供給されると、国内需要の一部を充足することによって血漿由来製品の国内自給率の向上に寄与する。
2. 特殊免疫グロブリン製剤への対応
献血者にワクチン等を接種し、一定期間後に採血して抗体価の高い血漿を集め、それを原料血漿として製造する方策等について、国でガイドライン策定が必要。
3. 国内献血由来原料血漿を使用した海外での生産
この方法が実施可能であるならば献血者等の理解を得る方策を検討すべき。
4. 国内献血由来製品の海外への提供
国内自給推進に資する製造という観点とともに、国内での製造技術力の保持、海外の医療ニーズや要望への貢献といった点も含めて、国が関与しながら、製剤の種類毎に検討が必要である。
5. 製品の供給に係る当面の対応
血漿分画製剤の供給体制の在り方については、輸血用血液製剤の供給体制も考慮した上で、血液事業全体の中で検討していくことが必要である。
6. 血液事業の安定化に向けた中長期的課題
血液事業の安定化に向けた課題の中でも、医学、薬学、看護学等の教育の場への材料提供や遺伝子組換えアルブミン製剤の医療関係者への適切な情報提供等、関係者が状況に応じて積極的に取組を進めていくことが重要。

平成 20 年(2008)年 6 月 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針
(基本方針)の全部改正

- 第一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向
- 第二 血液製剤についての中期的な需給の見通し
- 第三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項
- 第四 献血の推進に関する事項
- 第五 血液製剤の製造及び供給に関する事項
- 第六 血液製剤の安全性の向上に関する事項
- 第七 血液製剤の適正な使用に関する事項
- 第八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項

平成 31 年(2019)年 2 月 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針
(基本方針)の全部改正

- | | |
|----|---------------------------------|
| 第一 | 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向 |
| 第二 | 血液製剤及び血液製剤代替医薬品等についての中期的な需給の見通し |
| 第三 | 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項 |
| 第四 | 献血の推進に関する事項 |
| 第五 | 血液製剤の製造及び供給に関する事項 |
| 第六 | 血液製剤の安全性の向上に関する事項 |
| 第七 | 血液製剤の適正な使用に関する事項 |
| 第八 | その他献血及び血液製剤に関する重要事項 |

9 献血基準（令和2年9月1日一部改正）

（1）採血基準

採血の種類	全血採血		成分採血	
	200mL	400mL	血漿	血小板
1回採血量	200mL	400mL	600mL以下（循環血液量の12%以内）	
年齢	16～69歳	男性:17～69歳 女性:18～69歳	18～69歳	男性:18～69歳 女性:18～54歳
	ただし、65～69歳の者については、60歳に達した日から65歳に達した日の前日までの間に採血が行われた者に限る。			
体重	男性45kg以上 女性40kg以上	男女50kg以上	男性45kg以上 女性40kg以上	
最高血圧	90mmHg以上180mmHg未満			
最低血圧	50mmHg以上110mmHg未満			
脈拍	40回/分以上100回/分以下			
体温	37.5℃未満			
血色素量	男性:12.5g/dL以上 女性:12.0g/dL以上	男性:13.0g/dL以上 女性:12.5g/dL以上	12g/dL以上 （赤血球指数が標準域*にある女性は11.5g/dL以上） *標準域 MCV：81～100fL MCH：26～35（pg） MCHC：31～36（%）	12g/dL以上
血小板数	—	—	—	15万/μL以上 60万/μL以下
採血間隔	〔前回採血〕			
	200mL全血	男女とも4週間後の同じ曜日から		
	400mL全血	男性は12週間後、 女性は16週間後の同じ曜日から	男女とも8週間後の同じ曜日から	
	血漿成分 血小板成分	男女とも2週間後の同じ曜日から なお、血小板成分採血では、血漿を含まない場合1週間後に血小板成分採血が可能。 ただし、4週間に4回実施した場合には次回までに4週間あける。		
年間*総採血量 （1年は52週として換算）	200mL・400mL全血を合わせて 男性 1,200mL以内 女性 800mL以内		—	—
年間*採血回数 （1年は52週として換算）	男性6回以内 女性4回以内	男性3回以内 女性2回以内	血小板成分献血1回を2回分に換算して血漿成分献血と合計で24回以内	
共通事項	次の者からは採血しない。 ① 妊娠していると認められる者、又は過去6ヵ月以内に妊娠していたと認められる者 ② 採血により悪化するおそれのある循環系疾患、血液疾患その他の疾患に罹っていると認められる者 ③ 有熱者その他健康状態が不良であると認められる者			

※ 期間の計算は直近の採血を行った日から起算します。

（青森県赤十字血液センターHPより）

(2) 献血をご遠慮いただく場合

(青森県赤十字血液センターHP より)

以下の事項に該当する方には、原則として献血をご遠慮いただいています。

- 当日の体調不良、服薬中、発熱等の方
- 出血を伴う歯科治療（歯石除去を含む）を受けた方
- 一定期間内に予防接種を受けた方
- 6 ヶ月以内にピアスの穴をあけた方
- 6 ヶ月以内にいれずみを入れた方
- 外傷のある方
- 動物または人に咬まれた方
- 特定の病気にかかったことのある方

心臓病・悪性腫瘍・けいれん性疾患・血液疾患・ぜんそく・脳卒中・梅毒など

- 海外旅行者及び海外で生活したことがある方

旅行された時期や地域によってもご遠慮いただく場合がありますので、ご確認ください。

- 輸血歴・臓器移植歴のある方
- エイズ、肝炎などのウイルス保有者、またはそれと疑われる方
- クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)の方、またはそれと疑われる方
- 妊娠中、授乳中等の方
- 新型コロナウイルスの検査を受けた、診断された等の方

10 献血後のお知らせ（健康管理サービス）

（青森県赤十字血液センター資料より）

お知らせしている検査項目

1. 生化学検査（献血者全員）

○ ALT（GPT）

肝臓に最も多く含まれる酵素です。肝細胞が破壊されると血液中に流れ出すので、急性肝炎で最も強く上昇し、慢性肝炎や脂肪肝（肥満）などでも上昇します。激しい運動の後に一過性の上昇がみられることがあります。

○ グリコアルブミン GA

糖尿病の検査の一つです。過去約2週間の血糖値が低い状態が続いていると低下し、高い状態が続いていると上昇します。糖尿病では基準値より上昇します。基準値範囲内でも15.6%以上の場合は注意が必要です。

○ γ -GTP

肝、胆道、膵、腎などに多く含まれる酵素です。上昇する疾患は閉塞性黄疸、肝炎、アルコール性肝障害などです。病気がなくても長期飲酒者では上昇することが多く、1ヶ月位禁酒するとある程度正常化します。

○ 総蛋白 TP

血清中には80種類以上の蛋白が含まれ、種々の機能を持ち、生命維持に大きな役割を果たします。その総量を総蛋白として測定しています。

○ アルブミン ALB

血清蛋白の50%以上を占めるアルブミンは、病気などで栄養が悪くなると減少するため健康診断のスクリーニングとして大きな意味があります。

○ アルブミン対グロブリン比 A/G

血清蛋白はアルブミン(A)とグロブリン(G)に分けられ、その比率は健康な人では一定の範囲にあります。病気によってはその比率が変化(主として減少)していきます。

○ コレステロール CHOL

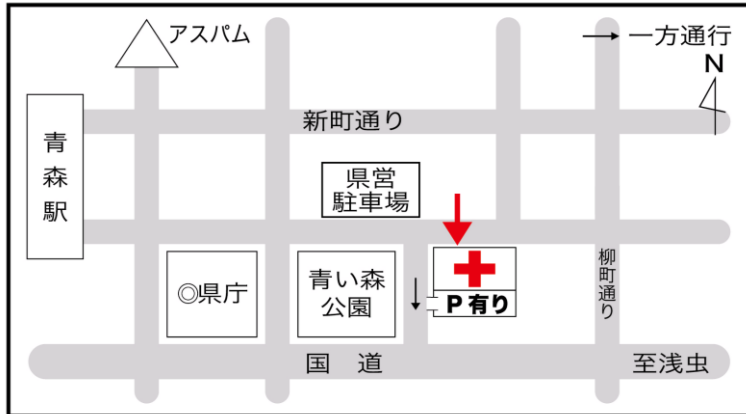
血清脂質の一つで、一般に脂肪の多い食事を続けていると上昇します。また肝臓などで作られ、肝、胆道、腎、甲状腺の病気とその値が上下することがあります。血清コレステロールが多くなると動脈硬化を起こしやすいとされています。

2. 血球計数検査

- 赤血球数 (RBC)
赤血球は血液の主な細胞成分で酵素を肺から各組織へ運ぶ働きを持っています。
- ヘモグロビン量 (Hb)
血液の赤い色は赤血球に含まれるヘモグロビン (血色素) によるもので、赤血球の働きの中心となっています。
- ヘマトクリット値 (Ht)
ヘマトクリット値は、一定の血液量に対する赤血球の割合 (容積) をパーセントで表したものです。
- 平均赤血球容積 (MCV)
赤血球 1 個の平均的容積、すなわち赤血球の大きさの指標となるもので、赤血球数とヘマトクリット値から算出したものです。
- 平均赤血球ヘモグロビン量 (MCH)
赤血球 1 個に含まれるヘモグロビン量を平均的に表したもので、赤血球数とヘモグロビン量から算出したものです。
- 平均赤血球ヘモグロビン濃度 (MCHC)
赤血球の一定容積に対するヘモグロビン量の比をパーセントで表したもので、ヘモグロビン濃度とヘマトクリット値から算出したものです。
- 白血球数 (WBC)
白血球は細菌などを貪食し、免疫情報を伝達しさらに免疫能を発現して生体防御にかかわっています。細菌感染症があると一般に白血球数は増加しますが、ウイルス感染症の場合はかえって減少することもあります。
- 血小板数 (PLT)
血小板は出血を止めるための重要な働きを持ち、この値が極端に減少する出血を起こしやすくなります。

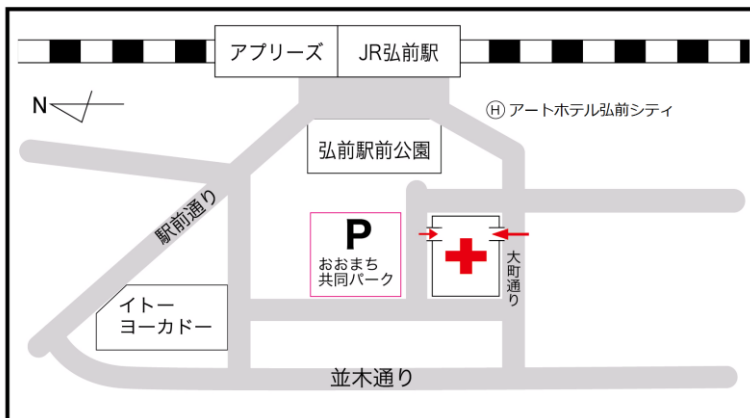
1 1 県内献血ルームのご案内

青森献血ルーム



- ◆受付時間 全血献血 午前9：15～12：45 午後13：45～17：00
成分献血 午前9：15～11：50 午後13：45～16：20
- ◆休館日 1月1日、12月31日、毎週火曜日
- ◆所在地 〒030-0861 青森市長島1丁目3-1
電話 017-722-7003
フリーダイヤル（献血予約）0120-649-489

弘前献血ルーム CoCoSA



- ◆受付時間 全血献血 午前9：30～12：30 午後13：45～17：00
成分献血 午前9：30～11：50 午後13：45～16：20
- ◆休館日 1月1日、12月31日
- ◆所在地 〒036-8003 弘前市大字駅前町8-1
電話 0172-39-7711
フリーダイヤル（献血予約）0120-768-489

青森県献血の歌

庄子敏彦 作詞
小野正文 補作
間宮昭佳 作曲

Allegro

The musical score is written on four staves in a 4/4 time signature with a key signature of one flat (B-flat). The tempo is marked 'Allegro'. The lyrics are written below the notes. The first staff begins with a treble clef, a key signature of one flat, and a 4/4 time signature. The melody starts with a quarter rest, followed by a quarter note G4, a quarter note A4, a quarter note Bb4, a quarter note C5, a quarter note Bb4, a quarter note A4, a quarter note G4, a quarter note F4, a quarter note E4, a quarter note D4, a quarter note C4. The second staff continues the melody with a quarter note Bb4, a quarter note A4, a quarter note G4, a quarter note F4, a quarter note E4, a quarter note D4, a quarter note C4, a quarter note Bb3, a quarter note A3, a quarter note G3, a quarter note F3, a quarter note E3, a quarter note D3. The third staff continues with a quarter note C4, a quarter note Bb3, a quarter note A3, a quarter note G3, a quarter note F3, a quarter note E3, a quarter note D3, a quarter note C3, a quarter note Bb2, a quarter note A2, a quarter note G2, a quarter note F2, a quarter note E2, a quarter note D2. The fourth staff continues with a quarter note C3, a quarter note Bb2, a quarter note A2, a quarter note G2, a quarter note F2, a quarter note E2, a quarter note D2, a quarter note C2, a quarter note Bb1, a quarter note A1, a quarter note G1, a quarter note F1, a quarter note E1, a quarter note D1.

あいとゆー き - と けんこーう の
しるしをむねにほこりと - し
みんなたがいによびかわす いのちのひか - り け
さぬよ - う

献血の歌

一、愛と勇気と健康の
証を胸に誇りとし

みんなたがいに呼びかわす
いのち
生命の光消さぬよう

二、人病むときは我もまた
同じ心で愛の血を

みんなたがいに献^たげあう
生命の光消さぬよう

三、しばしの不安にうちかかって
わが血献^たげた歓^{よろこ}びを
みんなたがいにわかちあう
生命の光消さぬよう

四、わが幸福^{こうふく}を思うとき
同胞^{どうぱう}たちの健康を
みんなたがいに祈^{いのち}ろうよう
生命の光消さぬよう



ご当地けんけつちゃん（青森県 Ver.）